

凡例

○：流山市に影響あり
 △：影響するか要検討
 ×：影響なし

1 水防法の一部を改正する法律

多発する浸水被害(内水)へのハード・ソフト両面からの対策を講じるもの。
 第14条、14条の2、第15条(○)

2 避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン

避難勧告発令基準や情報伝達方法の見直すもの。
 避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン P1(○)

3 建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部を改正する法律

市町村耐震改修促進計画に、通行障害既存耐震不適格建築物についての耐震診断結果の報告の期限を記載するなど、耐震改修を促進するもの。
 建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部を改正する法律 第6条(○)

4 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律及び土砂災害警戒避難ガイドライン

土砂災害警戒態勢区域における警戒避難体制を整備するもの。
 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律及び土砂災害警戒避難ガイドライン(○)

5 土砂災害に係る避難勧告等の判断・伝達に係る暫定基準について

土砂災害に係る避難勧告等の発令基準や情報伝達方法を改正するもの。
 (○)

6 気象業務法13条の2

特別警報の実施及び伝達に関するもの。
 気象業務法13条の2(○)

7 大規模災害からの復興に関する法律

東日本大震災の教訓と課題を踏まえた復興の枠組みを創設するもの。
 大規模災害からの復興に関する法律(○)

8 水防計画

水防計画と地域防災計画の整合を図るもの。
 水防計画(○)

9 備蓄計画

流山市備蓄計画を地域防災計画に位置付けるもの。
 備蓄計画(○)

10 防災会議からの意見

平成24年3月から平成27年3月までの防災会議等での意見
 防災会議意見(×)

1 水防法の一部を改正する法律（1）（〇）

趣旨

多発する浸水被害（内水）へのハード・ソフト両面からの対策を講じるもの。

修正前

修正後

水防法の一部を
改正する法律
第14条、14条の2、
第15条
平成27年7月19日
施行

（浸水想定区域）

第十四条 国土交通大臣は、第十条第二項又は第十三条第一項の規定により指定した河川について、都道府県知事は、第十一条第一項又は第十三条第二項の規定により指定した河川について、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、国土交通省令で定めるところにより、当該河川の洪水防御に関する計画の基本となる降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を浸水想定区域として指定するものとする。

2 前項の規定による指定は、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深を明らかにしてするものとする。

3 国土交通大臣又は都道府県知事は、第一項の規定による指定をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深を公表するとともに、関係市町村の長に通知しなければならない。

4 前二項の規定は、第一項の規定による指定の変更について準用する。

（平一三法四六・追加、平一七法三七・旧第十条の四繰下・一部改正、平二五法三五・一部改正）

（新設）

（浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置）

第十五条 市町村防災会議（災害対策基本法第十六条第一項に規定する市町村防災会議をいい、これを設置しない市町村にあつては、当該市町村の長とする。次項において同じ。）は、前条第一項の規定により浸水想定区域の指定があつたときは、市町村地域防災計画（同法第四十二条第一項に規定する市町村地域防災計画をいう。以下同じ。）において、少なくとも当該浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定めるものとする。ただし、第三号ハに掲げる施設について同号に掲げる事項を定めるのは、当該施設の所有者又は管理者からの申出があつた場合に限る。

一 洪水予報等（第十条第一項若しくは第二項若しくは第十一条第一項の規定により気象庁長官、国土交通大臣及び気象庁長官若しくは都道府県知事及び気象庁長官が行う予報又は第十三条第一項若しくは第二項の規定により国土交通大臣若しくは都道府県知事が通知し若しくは周知する情報をいう。以下同じ。）の伝達方法

二 避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項

（洪水浸水想定区域）

第十四条 国土交通大臣は、第十条第二項又は第十三条第一項の規定により指定した河川について、都道府県知事は、第十一条第一項又は第十三条第二項の規定により指定した河川について、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、国土交通省令で定めるところにより、想定最大規模降雨（想定し得る最大規模の降雨であつて国土交通大臣が定める基準に該当するものをいう。次条第一項において同じ。）により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定するものとする。

2 前項の規定による指定は、指定の区域、浸水した場合に想定される水深その他の国土交通省令で定める事項を明らかにしてするものとする。

3 国土交通大臣又は都道府県知事は、第一項の規定による指定をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、前項の国土交通省令で定める事項を公表するとともに、関係市町村の長に通知しなければならない。

4 前二項の規定は、第一項の規定による指定の変更について準用する。

（平一三法四六・追加、平一七法三七・旧第十条の四繰下・一部改正、平二五法三五・平二七法二二・一部改正）

（雨水出水浸水想定区域）

第十四条の二 都道府県知事は、第十三条の二第一項の規定により指定した排水施設等について、市町村長は、同条第二項の規定により指定した排水施設等について、雨水出水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、国土交通省令で定めるところにより、想定最大規模降雨により当該指定に係る排水施設に雨水を排除できなくなつた場合又は当該指定に係る排水施設（当該指定に係るポンプ施設又は貯留施設に接続する排水施設を含む。）から河川その他の公共の水域若しくは海域に雨水を排除できなくなつた場合に浸水が想定される区域を雨水出水浸水想定区域として指定するものとする。

2 前項の規定による指定は、指定の区域、浸水した場合に想定される水深その他の国土交通省令で定める事項を明らかにしてするものとする。

3 都道府県知事又は市町村長は、第一項の規定による指定をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、前項の国土交通省令で定める事項を公表するとともに、都道府県知事にあつては、関係市町村の長に通知しなければならない。

4 前二項の規定は、第一項の規定による指定の変更について準用する。

（平二七法二二・追加）

（浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置）

第十五条 市町村防災会議（災害対策基本法第十六条第一項に規定する市町村防災会議をいい、これを設置しない市町村にあつては、当該市町村の長とする。次項において同じ。）は、第十四条第一項の規定による洪水浸水想定区域の指定、第十四条の二第一項の規定による雨水出水浸水想定区域の指定又は前条第一項の規定による高潮浸水想定区域の指定があつたときは、市町村地域防災計画（同法第四十二条第一項に規定する市町村地域防災計画をいう。以下同じ。）において、少なくとも当該洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定めるものとする。ただし、第四号ハに掲げる施設について同号に掲げる事項を定めるのは、当該施設の所有者又は管理者からの申出があつた場合に限る。

一 洪水予報等（第十条第一項若しくは第二項若しくは第十一条第一項の規定により気象庁長官、国土交通大臣及び気象庁長官若しくは都道府県知事及び気象庁長官が行う予報又は第十三条第一項若しくは第二項、第十三条の二若しくは第十三条の三の規定により国土交通大臣、都道府県知事若しくは市町村長が通知し若しくは周知する情報をいう。次項において同じ。）の伝達方法

二 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項

1 水防法の一部を改正する法律（2）（〇）

趣旨

多発する浸水被害（内水）へのハード・ソフト両面からの対策を講じるもの。

修正前

修正後

水防法の一部を改正する法律 第14条、14条の2、 第15条 平成27年7月19日 施行	<p>三 浸水想定区域内に次に掲げる施設がある場合にあつては、これらの施設の名称及び所在地</p> <p>イ 地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設をいう。次条において同じ。）でその利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時の浸水の防止を図る必要があると認められるもの</p> <p>ロ 要配慮者利用施設（主として高齢者、障害者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設をいう。第十五条の三において同じ。）でその利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図る必要があると認められるもの</p> <p>ハ 大規模な工場その他の施設（イ又はロに掲げるものを除く。）であつて国土交通省令で定める基準を参酌して市町村の条例で定める用途及び規模に該当するもの（第十五条の四において「大規模工場等」という。）でその洪水時の浸水の防止を図る必要があると認められるもの</p> <p>2 市町村防災会議は、前項の規定により市町村地域防災計画において同項第三号に掲げる事項を定めるときは、当該市町村地域防災計画において、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定める者への洪水予報等の伝達方法を定めるものとする。</p> <p>一 前項第三号イに掲げる施設 当該施設の所有者又は管理者及び次条第七項に規定する自衛水防組織の構成員</p> <p>二 前項第三号ロに掲げる施設 当該施設の所有者又は管理者（第十五条の三第一項の規定により自衛水防組織が置かれたときは、当該施設の所有者又は管理者及び当該自衛水防組織の構成員）</p> <p>三 前項第三号ハに掲げる施設 当該施設の所有者又は管理者（第十五条の四第一項の規定により自衛水防組織が置かれたときは、当該施設の所有者又は管理者及び当該自衛水防組織の構成員）</p> <p>3 浸水想定区域をその区域に含む市町村の長は、国土交通省令で定めるところにより、市町村地域防災計画において定められた第一項各号に掲げる事項を住民に周知させるため、これらの事項（次の各号に掲げる区域をその区域に含む市町村にあつては、それぞれ当該各号に定める事項を含む。）を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じなければならない。</p> <p>一 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第六条第一項第七条第一項の土砂災害警戒区域 同法第七条第三項第八条第三項に規定する事項</p> <p>二 津波防災地域づくりに関する法律第五十三条第一項の津波災害警戒区域 同法第五十五条に規定する事項</p> <p>（平一三法四六・追加、平一七法三七・旧第十条の五繰下・一部改正、平二二法五二・平二三法一二四・平二五法三五・平二六法一〇九・一部改正）</p>	<p>三 災害対策基本法第四十八条第一項の防災訓練として市町村長が行う洪水、雨水出水又は高潮に係る避難訓練の実施に関する事項</p> <p>四 浸水想定区域（洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域をいう。第三項において同じ。）内に次に掲げる施設がある場合にあつては、これらの施設の名称及び所在地</p> <p>イ 地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設（地下に建設が予定されている施設又は地下に建設中の施設であつて、不特定かつ多数の者が利用すると見込まれるものを含む。）をいう。次条において同じ。）でその利用者の洪水時、雨水出水時又は高潮時（以下「洪水時等」という。）の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図る必要があると認められるもの</p> <p>ロ 要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設をいう。第十五条の三において同じ。）でその利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図る必要があると認められるもの</p> <p>ハ 大規模な工場その他の施設（イ又はロに掲げるものを除く。）であつて国土交通省令で定める基準を参酌して市町村の条例で定める用途及び規模に該当するもの（第十五条の四において「大規模工場等」という。）でその洪水時等の浸水の防止を図る必要があると認められるもの</p> <p>五 その他洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項</p> <p>2 市町村防災会議は、前項の規定により市町村地域防災計画において同項第四号に掲げる事項を定めるときは、当該市町村地域防災計画において、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定める者への洪水予報等の伝達方法を定めるものとする。</p> <p>一 前項第四号イに掲げる施設（地下に建設が予定されている施設及び地下に建設中の施設を除く。） 当該施設の所有者又は管理者及び次条第九項に規定する自衛水防組織の構成員</p> <p>二 前項第四号ロに掲げる施設 当該施設の所有者又は管理者（第十五条の三第一項の規定により自衛水防組織が置かれたときは、当該施設の所有者又は管理者及び当該自衛水防組織の構成員）</p> <p>三 前項第四号ハに掲げる施設 当該施設の所有者又は管理者（第十五条の四第一項の規定により自衛水防組織が置かれたときは、当該施設の所有者又は管理者及び当該自衛水防組織の構成員）</p> <p>3 浸水想定区域をその区域に含む市町村の長は、国土交通省令で定めるところにより、市町村地域防災計画において定められた第一項各号に掲げる事項を住民、滞在者その他の者に周知させるため、これらの事項（次の各号に掲げる区域をその区域に含む市町村にあつては、それぞれ当該各号に定める事項を含む。）を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じなければならない。</p> <p>一 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項の土砂災害警戒区域 同法第八条第三項に規定する事項</p> <p>二 津波防災地域づくりに関する法律第五十三条第一項の津波災害警戒区域 同法第五十五条に規定する事項</p> <p>（平一三法四六・追加、平一七法三七・旧第十条の五繰下・一部改正、平二二法五二・平二三法一二四・平二五法三五・平二六法一〇九・平二七法二二・一部改正）</p>
--	---	--

1 水防法の一部を改正する法律（3）（〇）

趣 旨

多発する浸水被害（内水）へのハード・ソフト両面からの対策を講じるもの。

修 正 前

修 正 後

水防法の一部を改正する法律
第14条、14条の2、
第15条
平成27年7月19日
施行

（地下街等の利用者の避難の確保及び浸水の防止のための措置に関する計画の作成等）
第十五条の二 前条第一項の規定により市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた地下街等の所有者又は管理者は、単独で又は共同して、国土交通省令で定めるところにより、当該地下街等の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成しなければならない。

2 前項の地下街等の所有者又は管理者は、同項に規定する計画を作成したときは、遅滞なく、これを市町村長に報告するとともに、公表しなければならない。当該計画を変更したときも、同様とする。

3 市町村長は、第一項の地下街等の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時の浸水の防止を図るため必要があると認めるときは、前条第一項の規定により市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた連続する二以上の地下街等の所有者又は管理者に対し、第一項に規定する計画を共同して作成するよう勧告をすることができる。

4 市町村長は、第一項の地下街等の所有者又は管理者が同項に規定する計画を作成していない場合において、当該地下街等の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時の浸水の防止を図るため必要があると認めるときは、当該地下街等の所有者又は管理者に対し、必要な指示をすることができる。

5 市町村長は、前項の規定による指示を受けた第一項の地下街等の所有者又は管理者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

6 第一項の地下街等の所有者又は管理者は、同項に規定する計画で定めるところにより、同項の地下街等の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時の浸水の防止のための訓練を行わなければならない。

7 第一項の地下街等の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、同項の地下街等の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時の浸水の防止を行う自衛水防組織を置かななければならない。

8 第一項の地下街等の所有者又は管理者は、前項の規定により自衛水防組織を置いたときは、遅滞なく、当該自衛水防組織の構成員その他の国土交通省令で定める事項を市町村長に報告しなければならない。当該事項を変更したときも、同様とする。
（平二五法三五・追加）

（地下街等の利用者の避難の確保及び浸水の防止のための措置に関する計画の作成等）
第十五条の二 前条第一項の規定により市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた地下街等の所有者又は管理者は、単独で又は共同して、国土交通省令で定めるところにより、当該地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成しなければならない。

2 前項の地下街等の所有者又は管理者は、同項に規定する計画を作成しようとする場合において、当該地下街等と連続する施設であつてその配置その他の状況に照らし当該地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保に著しい支障を及ぼすおそれのあるものは、あらかじめ、当該施設の所有者又は管理者の意見を聴くよう努めるものとする。

3 第一項の地下街等の所有者又は管理者は、同項に規定する計画を作成したときは、遅滞なく、これを市町村長に報告するとともに、公表しなければならない。

4 前二項の規定は、第一項に規定する計画の変更について準用する。

5 市町村長は、第一項の地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図るため必要があると認めるときは、前条第一項の規定により市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた連続する二以上の地下街等の所有者又は管理者に対し、第一項に規定する計画を共同して作成するよう勧告をすることができる。

6 市町村長は、第一項の地下街等の所有者又は管理者が同項に規定する計画を作成していない場合において、当該地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図るため必要があると認めるときは、当該地下街等の所有者又は管理者に対し、必要な指示をすることができる。

7 市町村長は、前項の規定による指示を受けた第一項の地下街等の所有者又は管理者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

8 第一項の地下街等（地下に建設が予定されている施設及び地下に建設中の施設を除く。以下この条において同じ。）の所有者又は管理者は、同項に規定する計画で定めるところにより、同項の地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止のための訓練を行わなければならない。

9 第一項の地下街等の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、同項の地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を行う自衛水防組織を置かななければならない。

10 第一項の地下街等の所有者又は管理者は、前項の規定により自衛水防組織を置いたときは、遅滞なく、当該自衛水防組織の構成員その他の国土交通省令で定める事項を市町村長に報告しなければならない。当該事項を変更したときも、同様とする。
（平二五法三五・追加、平二七法二二・一部改正）

1 水防法の一部を改正する法律（４）（〇）

趣 旨

多発する浸水被害（内水）へのハード・ソフト両面からの対策を講じるもの。

修正前

防災基本計画
P128
平成27年7月7日
修正

修正後

・国〔国土交通省〕及び地方公共団体は国の協力を得て、都市の浸水常襲地帯における微地形把握等の基礎調査、ハザードマップの作成に必要な浸水予測シミュレーション、内水浸水シミュレーション等を行い、これらの情報の関係機関等への提供に努めるものとする。

・国〔国土交通省〕及び都道府県は、水防法に基づき指定した洪水予報を実施する河川又は特別警戒水位を定めその水位に到達した旨の情報を提供する河川において、河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深を公表するとともに、関係市町村の長に通知するものとする。

・市町村は浸水想定区域の指定のあったときは、市町村地域防災計画において、少なくとも当該浸水想定区域ごとに、洪水予報等の伝達方法、避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項について定めるものとする。また、浸水想定区域内に地下街等（中略）で洪水時に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止を図ることが必要なもの、要配慮者利用施設（中略）で洪水時に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が必要なもの又は大規模工場等（中略）の所有者又は管理者から申出があった施設で洪水時に浸水の防止を図る必要があるものについて、これらの施設の名称及び所在地について定めるものとする。名称及び所在地を定めたこれらの施設については、市町村は、市町村地域防災計画において、当該施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員に対する洪水予報等の伝達方法を定めるものとする。

・浸水想定区域をその区域に含む市町村の長は、市町村地域防災計画において定められた洪水予報等の伝達方法、避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要な事項、並びに浸水想定区域内の地下街等、要配慮者利用施設、大規模工場等の名称及び所在地について住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じるものとする。

千葉県
地域防災計画
風-2-8
平成27年3月修正

(4)河川改修等の治水事業

イ 洪水ハザードマップの作成

河川の整備には時間を要することから、これと並行して、ソフト面から安全度を高めるために、浸水実績や洪水シミュレーション結果に基づく洪水ハザードマップの整備を促進する。

洪水ハザードマップは、水害時の人的被害の防止、啓発活動などを目的として各市町村が作成、公表して地域住民への周知を図るものであり、浸水情報や避難場所等を記載したものである。

洪水ハザードマップ作成の基礎資料となる浸水実績図や浸水想定区域図等については河川管理者が市町村に対して情報提供するとともに、河川管理者自らも、インターネット等を通じて浸水実績図等の積極的公表に努める。

なお、浸水想定区域は、水防法第14条第1項に基づき、知事が指定した河川について、当該河川の洪水防御に関する計画の基本となる降雨により、当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を指定するものである。

また、市町村は、水防法第15条に基づき、浸水想定区域内に地下街、大規模工場等、又は主として高齢者、障害者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設で、当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認めた場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地を定め、その施設については洪水予報等の伝達方法を市町村地域防災計画に定めるものとする。

1 水防法の一部を改正する法律（5）（〇）

趣旨

多発する浸水被害（内水）へのハード・ソフト両面からの対策を講じるもの。

修正前

流山市
地域防災計画
風2-16
風2-66

河川課・下水道建設課・防災危機管理課

第2 洪水ハザードマップの作成
【河川課・防災危機管理課・国土交通省関東地方整備局江戸川河川事務所・県東葛飾土木事務所】

河川の整備には時間を要することから、これと並行して、ソフト面から安全度を高めるために、洪水ハザードマップと地震ハザードマップを活用し、市民に周知する。

1 浸水予想区域の調査把握

市は、水害による被害の軽減を図るため、国や県による調査結果等をもとに、浸水予想区域の把握に努めるものとする。江戸川における浸水想定区域図を次頁の図に示す（関東地方整備局江戸川河川事務所作成）。

(1) 浸水予想区域の調査

下記危険度評定基準により、浸水予想区域の調査を行う。

■危険度評定基準■

過去に降雨による浸水により住宅区域に被害が発生したことがあり、その危険性が現在においても解消されていない河川流域で、家屋浸水(床下・床上)の被害が予想される河川。なお、降雨の規模は概ね50mm/h程度とする。

(2) 地盤沈下の調査

著しい地盤沈下が進行すると、河川沿いの土地では洪水の危険度が高まると同時に、自然排水機能が低下し、わずかの降雨に対しても、日常的な排水に支障をきたすこととなる。ここでは内水による危険区域という面で評価することとし、累積沈下量200mmの区域を対象として、県が調査を行うこととなっている。

2 浸水予想区域等の公表

市は、水害の危険性を正しく認識してもらうために、浸水想定区域、浸水深、避難経路、避難場所等を記載した洪水避難地図(洪水ハザードマップ)の公開や、広報紙等により、地域住民に対する周知に努めるものとする。

また、市は、洪水ハザードマップを作成するに当たり、国や県から浸水実績図や浸水予想区域図等の提供、指導を受け、関係機関と協議して水防計画の見直し等防災対策の推進を図る。

修正後

現行の浸水想定区域等を想定し得る最大規模の降雨を前提とした区域に拡充し、その対策を講じるものとする。

浸水想定区域内の地下街等に対し、浸水防止の取組の促進について記載する。

1 浸水予想区域の調査把握

市は、水害による被害の軽減を図るため、国や県による調査結果等をもとに、**想定し得る最大規模の降雨を前提とした**浸水予想区域の把握に努めるものとする。江戸川における浸水想定区域図を次頁の図に示す（関東地方整備局江戸川河川事務所作成）。

1 水防法の一部を改正する法律（6）（〇）

趣 旨

多発する浸水被害（内水）へのハード・ソフト両面からの対策を講じるもの。

修 正 前

修 正 後

流山市
地域防災計画
風2-16
風2-66

河川課・下水道建設課・防災危機管理課

4 地下施設からの避難体制の確保
地下空間への浸水は、人命に関わる深刻な被害につながる可能性が高い。本市においては、江戸川の浸水想定区域内に存在する不特定多数の者が利用する地下施設として、首都圏新都市鉄道(株)南流山駅(流山市南流山2-1)が挙げられる。したがって、このような地下施設からの避難体制の確保を図る。

(1) 避難体制の確保
ア 地下空間の浸水危険性の周知
ハザードマップ等の活用により、地下施設の存在する区域の浸水危険性の事前周知を図るとともに、地下空間の浸水危険性等の啓発を行うための各種啓発活動や広報活動等を検討する。
イ 洪水予報等の的確かつ迅速な伝達
地下空間からの避難は浸水前に完了することが望ましいことを考慮し、地下施設管理者、地下施設利用者等に洪水予報等を的確かつ迅速に伝達することができる手法を確立する。(第3章「第2節 情報の収集・伝達計画」参照)
ウ 迅速かつ確実な避難誘導の確保
不特定多数の地下空間利用者が迅速かつ確実に避難できるように、分かりやすい避難口・避難路の誘導表示を行うとともに、その周知に努める。また、逃げ遅れた場合や緊急時のために、緊急避難用施設の設置や非常照明灯の設置等の避難対策を検討する。
エ 地下空間の浸水対策
地上出入口部のマウンドアップや防水板等による防水対策を進めるとともに、想定される浸水に対して防水機能及び浸水の遅延機能を十分に発揮できるように、防水堰、防水扉等の設置や自動化、土のう・防水パッキの備蓄等を検討する。また、電源設備等が浸水しないように、主要設備の耐水化、予備電源の確保等に努め、さらに、浸水した水を排水するポンプの拡充等に努める。

(2) 地下施設の避難確保計画の作成
水防法第15条第3項の規定に基づき、河川管理者より指定された浸水想定区域内に存在する地下街等の所有者または管理者は、単独または共同で、当該地下街等の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な計画(「避難確保計画」)を作成し、これを市に報告するとともに、公表しなければならない。

南流山駅の地下駐輪場施設も該当すると考えられる。

2 避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン（1）（〇）

趣 旨

避難勧告発令基準や情報伝達方法の見直すもの。

修正前

避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン
P1
平成27年8月改定

平成17年3月策定
平成26年4月全面改訂

修正後

主要な変更点

1. 避難準備情報の活用

・避難準備情報の段階から住民が自発的に避難を開始することを推奨することとした。特に他の水災害と比較して突発性が高く予測が困難な土砂災害については、強く推奨することとした。
・高潮災害を対象とした避難準備情報の発令の考え方を新設した。
(・夜間における避難を回避するために、適切な時間帯に避難準備情報を発令することを改めて強調した。)

2. 避難場所・避難行動

・避難勧告発令時に開設が完了していないという事態を極力避けるため、市町村は、避難準備情報の発令段階から指定緊急避難場所を開設し始め、避難勧告発令までに開設し終えることが望ましいとした。
・土砂災害や水位周知河川・下水道による水害については、突発性が高く精確な事前予測が困難であることが多いため、市町村は指定緊急避難場所の開設を終えていない状況であっても躊躇なく避難勧告を発令することとし、住民はそのような場合があり得ることに留意することとした。
・災害が切迫した状況においては「緊急的な待避場所」への避難(近隣のより安全な場所、より安全な建物等への移動)や、「屋内での安全確保措置」(屋内のより安全な場所への移動)も避難手段の選択肢とすることとした。

3. 土砂災害を対象とした避難勧告等の発令

・土砂災害に対する避難勧告等が発令する地域を危険度に応じてできるだけ絞り込むため、市町村の面積の広さ、地形、地域の実情等に応じて、市町村をあらかじめいくつかの地域に分割して、避難勧告等の発令単位として設定しておくこととした。
(・土砂災害に対する避難勧告等の発令タイミングや発令対象地域を判断する情報として、土砂災害に関するメッシュ情報を活用することを改めて強調した。)

4. 水害・高潮災害を対象とした避難勧告等の発令

・洪水については規模・破堤地点別に、高潮については予想最高潮位別に、避難勧告等の発令対象地域をあらかじめ検討しておくことを推奨することとした。
・水位周知下水道に係る内水氾濫について、避難勧告発令の対象とする場合の内水氾濫危険情報の活用方法を記載した。
・水位周知海岸に係る高潮については、避難勧告等の発令に高潮氾濫危険情報を活用することとした。
(・浸水被害に対する地下街の避難に関する記述を充実した。)

5. 避難勧告等の情報伝達

・Lアラートの活用を推奨することとした。
・PUSH型手段(同報系防災行政無線等)によるエリアを限定した避難勧告等の伝達について、あらかじめ検討しておくことを推奨することとした。
(・情報の伝達手段としてPUSH型とPULL型の双方を組み合わせることで多様化・多重化することを改めて強調した。)

2 避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン（2）（〇）

趣 旨

避難勧告発令基準や情報伝達方法の見直すもの。

修正前

防災基本計画
P136、P135
平成27年7月7日
修正

○地方公共団体は、土砂災害等に対する住民の警戒避難基準を、土砂災害警戒情報等を用いてあらかじめ設定するとともに、必要に応じ見直すよう努めるものとする。国は、この基準の設定及び見直しについて、必要な助言等を行うものとする。

(新設)

(新設)

○国及び地方公共団体は、さまざまな環境下にある住民等及び地方公共団体の職員に対して警報等が確実に伝わるよう、関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ワンセグ等を用いた伝達手段の多重化、多様化を図るものとする。

千葉県
地域防災計画
P風-3-50
P地-2-60
平成27年3月修正

第4節 避難計画

風水害等による災害に際し、住民等を安全な場所に避難させ、人的被害の軽減を図る。この際、高齢者、障害者等の災害時要援護者の安全避難について、特に留意する。

3 避難の勧告又は指示等(防災危機管理部、健康福祉部、県土整備部、警察本部)

(1)災害時における住民等の生命又は身体の保護のため、又は災害の拡大防止のために特に必要があると認められるときは、本節2(1)に掲げる者は、関係法令の規定やガイドラインに基づき、次により避難の勧告又は指示を行うものとする。

ア 市町村長の措置

(ア)市町村長は、火災、崖崩れ、高潮等の事態が発生し、又はその拡大のおそれがあり、住民等の生命身体の危険を及ぼすと認めるときは、危険地域の住民等に対し、速やかに避難のための立ち退きの勧告又は指示を行うものとする。

ただし、知事は、災害の発生により市町村がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、市町村が実施すべき立ち退きの勧告また指示に関する措置の全部又は一部を当該市町村長に代わって実施する。

修正後

○市町村は、水防団等と協議し、発災時の避難誘導に係る計画をあらかじめ作成し、訓練を行うものとする。なお、避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、屋内での待避等の安全確保措置を講ずべきことにも留意するものとする。

○市町村は、土砂災害に対する住民の警戒避難体制として、土砂災害警戒情報が発表された場合に直ちに避難勧告等を発令することを基本とした具体的な避難勧告等の発令基準を設定するものとする。また、土砂災害警戒区域等を避難勧告等の発令単位として事前に設定し、土砂災害警戒情報及び土砂災害警戒情報を補足する情報等を用い、事前に定めた発令単位と危険度の高まっている領域が重複する区域等に避難勧告等を適切な範囲に絞り込んで発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じ見直すよう努めるものとする。国〔国土交通省〕は、これらの基準及び範囲の設定及び見直しについて、必要な助言等を行うものとする。

○市町村は、高潮災害に対する住民の警戒避難体制として、潮位に応じた想定浸水範囲を事前に確認し、想定最大までの高潮高と避難対象地域の範囲を段階的に定めておくなど、発令基準及び発令範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じ見直すよう努めるものとする。国〔国土交通省〕は、これらの基準及び範囲の設定及び見直しについて、必要な助言等を行うものとする。

○市町村は、避難勧告の発令の際には、避難場所を開設していることが望ましいが、避難のためのリードタイムが少ない局地的かつ短時間の豪雨の場合は、躊躇なく避難勧告を発令するものとする。また、そのような事態が生じ得ることを住民にも周知するものとする。

○国〔総務省、消防庁、気象庁〕及び地方公共団体は、さまざまな環境下にある住民等及び地方公共団体の職員に対して警報等が確実に伝わるよう、災害情報共有システム(Lアラート)の活用や関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線、全国瞬時警報システム(J-ALERT)、テレビ、ラジオ(コミュニティFM放送を含む。)、携帯電話(緊急速報メール機能を含む。)、ワンセグ等を用いた伝達手段の多重化、多様化を図るものとする。

P風-3-50

第4節 避難計画

風水害等による災害に際し、住民等を安全な場所に避難させ、人的被害の軽減を図る。この際、避難行動要支援者の安全避難について、特に留意する。

なお、避難場所への避難よりも屋内での待避が安全な場合には、屋内に留まることのほか、建物の2階以上や屋上等上階への移動を指示するものとする。

3 避難の勧告又は指示等(防災危機管理部、健康福祉部、県土整備部、警察本部)

(1)災害時における住民等の生命又は身体の保護のため、又は災害の拡大防止のために特に必要があると認められるときは、本節2(1)に掲げる者は、関係法令の規定やガイドラインに基づき、次により避難の勧告又は指示を行うものとする。

ア 市町村長の措置

(ア)市町村長は、火災、崖崩れ、高潮等の事態が発生し、又はその拡大のおそれがあり、住民等の生命身体の危険を及ぼすと認めるときは、危険地域の住民等に対し、速やかに避難のための立ち退きの勧告又は指示を行い、指示等を行ったときは知事へ報告する。

また、避難のための立ち退きを行うことによりかえって生命身体に危険が及ぶおそれがあると認められるときは、屋内での待避等安全確保措置を指示する。

市町村長は、避難の勧告又は指示等を行う場合、气象台や河川管理事務所等の国の機関や県に対し、災害に関する情報等の必要な助言を求めることができる。

知事は、災害の発生により市町村がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、市町村が実施すべき立ち退きの勧告また指示に関する措置の全部又は一部を当該市町村長に代わって実施する。

2 避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン（3）（○）

趣旨

避難勧告発令基準や情報伝達方法の見直すもの。

修正前

千葉県
地域防災計画
P風-3-50
P地-2-60
平成27年3月修正

(イ)市町村長は、災害時要援護者等、自力での避難に時間を要する住民に対して特に配慮するものとし、国が作成した「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」に基づき、避難準備(要援護者避難)情報、避難勧告及び避難指示について判断基準を整備するものとする。

(新設)

修正後

(イ)市町村長は、避難行動要支援者等、自力での避難に時間を要する住民に対して特に配慮するものとし、国が作成した「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」に基づき、避難準備(避難行動要支援者避難)情報、避難勧告及び避難指示について判断基準を整備するものとする。

地-2-60

(4)防災情報システムの整備

イ 防災情報システムの機能概要

(キ)報道機関への緊急情報発信機能

各防災関係機関が入力した避難準備・勧告・指示情報、避難所情報、災害対策本部設置情報を、「Lアラート」を通じて各報道機関へ発信する。

流山市
地域防災計画
地3-31
地3-77
風3-88
防災危機管理課
河川課
下水道建設課

P3-77

第3 避難準備情報及び避難勧告・指示等

【災对本部事務局・河川班・流山警察署・自衛隊】

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、住民の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため、市長等は関係機関の協力を得て、住民に対して避難準備情報の提供や避難勧告・指示を行い、また安全に住民を誘導して未然に被害をくい止めるものとする。

1 避難準備情報及び避難勧告・指示

災害が発生し、又は発生のおそれがある場合、本部長は、その状況に応じて適切な避難準備情報の提供及び避難勧告・指示をするものとする。

表3-5-1 避難情報の種類

種類 内容

避難準備情報

住民に避難の準備を促すほか、避難に時間がかかる災害時要援護者の方々にいち早く安全な場所に避難していただくために発令する情報であり、避難勧告に先んじて発令する。

避難勧告

その対象地域の住民等に対し避難を拘束するものではないが、住民がその勧告を尊重することを期待して、避難のための立ち退きを勧め、又は促すものである。

避難指示

被害の危険が目前に切迫している場合等に発し、勧告よりも拘束力が強く、住民等を避難のため立ち退かせるものである。

(1) 避難の基準

災害時における避難の勧告・指示の発令は、災害の発生により危険が切迫し、地域住民を緊急に安全な場所へ避難させる必要があると認められるときとする。

避難準備情報等の発令基準や条件、範囲、タイミング、判断情報を見直す。また、情報伝達手段については、「Lアラート」等を追加する。

修正案については、防災危機管理課と協議してください。

趣 旨

避難勧告発令基準や情報伝達方法の見直すもの。

修正前

修正後

流山市
地域防災計画
地3-31
地3-77
風3-90
防災危機管理課
河川課
下水道建設課

避難基準
ア 気象庁から余震に関する情報(余震発生確率)や各種気象警報が発せられ、被害拡大のおそれがあるとき
イ 河川の上流が地震被害を受け、下流域において浸水の危険があるとき
ウ 火災が拡大するおそれがあるとき
エ 爆発のおそれがあるとき
オ 大量の有害又は有毒ガスあるいは可燃性ガス又は液体の流出等があったとき
カ がけくずれ等によって危険が切迫したとき、あるいは斜面において落石、亀裂、湧水、地鳴り等普段と異なる状況(災害の兆候)が確認されたとき
キ 建物が大きな被害を受け居住を継続することが危険なとき
ク その他住民の生命、身体又は財産を災害から保護するため必要と認められるとき

留意点

ア 重要な情報については、情報を発表した気象官署、河川管理者等との間で相互に情報交換する。
イ 想定を超える規模の災害が発生することや、想定外の事象が発生することもあることから、関係機関との情報交換を密に行いつつ、近隣で災害が発生していないか等、広域的な状況把握に努める。
ウ 堤防の異常等、巡視等により自ら収集する現地情報、避難行動の難易度(夜間や暴風の中での避難)等、必ずしも数値等で明確にできないものも考慮しつつ、総合的な判断を行う。

P3-31

第2 通信計画

【災对本部事務局・情報収集班・予防消防班】

1 情報収集・伝達体系

地震災害時の情報収集・伝達は、防災行政無線、消防無線等により構成され、次の系統に基づく。

図3-2-4 情報収集・伝達系統図

図に戸別受信機、エリアメール、MCA無線、Lアラートを追加

趣 旨

避難勧告発令基準や情報伝達方法の見直すもの。

修正前

修正後

流山市
地域防災計画
地3-31
地3-77
風3-90
防災危機管理課
河川課
下水道建設課

風水害p.3-90
江戸川の洪水時における避難勧告等は、以下の基準を参考に、気象予測や河川巡視等からの報告を含めて総合的に判断して発令する。

表3-5-2 江戸川の洪水時における避難の基準

避 難	発令時の状況	住民に求める行動	基 準
			江戸川：西関宿、野田
避難準備情報 (災害時要援護者避難)	災害時要援護者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況。	災害時要援護者等、特に避難行動に時間を要する者は、計画された避難場所への避難行動を開始(避難支援者は支援行動を開始)。 上記以外の者は、家族等との連絡、非常用持出品の用意等、避難準備を開始。	■水位：6.10m（西関宿） 6.30m（野田） 到達時。 (江戸川はん濫注意情報の発令)
避難勧告	通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況。	通常の避難行動ができる者は、計画された避難場所等への避難行動を開始。	■水位：8.30m（西関宿） 8.70m（野田） 到達時。 (江戸川はん濫警戒情報の発令)
避難指示	前兆現象の発生や、現在の切迫した状況から、人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況。 堤防の隣接地等、地域の特性等から人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況。 人的被害の発生した状況。	避難勧告等の発令後で避難中の住民は、確実な避難行動を直ちに完了・未だ避難していない対象住民は、直ちに避難行動に移るとともに、その暇がない場合は生命を守る最低限の行動。	■水位：8.50m（西関宿） 8.90m（野田） 到達時。 (江戸川はん濫危険情報の発令) ■河川管理施設の異常（漏水等破堤につながるおそれのある被災等）を確認。 ■破堤を確認。 ■河川管理施設の大規模異常（堤防本体の亀裂、大規模漏水等）を確認。

避難準備情報等の発令基準や条件、範囲、タイミング、判断情報を見直す。

3 建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部を改正する法律（1）（〇）

趣 旨

市町村耐震改修促進計画に、通行障害既存耐震不適格建築物についての耐震診断結果の報告の期限を記載するなど、耐震改修を促進するもの。

修正前

建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部を改正する法律
第6条
平成25年11月25日施行

(新設)

ただし、(都道府県耐震改修促進計画等)第五条に以下の該当部分の記述あり

7市町村は、基本方針及び都道府県耐震改修促進計画を勘案して、当該市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための計画を定めるよう努めるものとする。

修正後

(市町村耐震改修促進計画)

第六条市町村は、都道府県耐震改修促進計画に基づき、当該市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための計画(以下「市町村耐震改修促進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

2 市町村耐震改修促進計画においては、おおむね次に掲げる事項を定めるものとする。

一 当該市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

二 当該市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策に関する事項

三 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する事項

四 建築基準法第十条第一項から第三項までの規定による勧告又は命令その他建築物の地震に対する安全性を確保し、又はその向上を図るための措置の実施についての所管行政庁との連携に関する事項

五 その他当該市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項

3 市町村は、次の各号に掲げる場合には、前項第二号に掲げる事項に、当該各号に定める事項を記載することができる。

一 建築物が地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路(建築物集合地域通過道路等に限る。)の通行を妨げ、当該市町村の区域における多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するため、当該道路にその敷地が接する通行障害既存耐震不適格建築物について、耐震診断を行わせ、又はその促進を図り、及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合当該通行障害既存耐震不適格建築物の敷地に接する道路に関する事項及び当該通行障害既存耐震不適格建築物(耐震不明建築物であるものに限る。)に係る耐震診断の結果の報告の期限に関する事項

二 建築物が地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路(建築物集合地域通過道路等を除く。)の通行を妨げ、当該市町村の区域における多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するため、当該道路にその敷地が接する通行障害既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合当該通行障害既存耐震不適格建築物の敷地に接する道路に関する事項

4 市町村は、市町村耐震改修促進計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前二項の規定は、市町村耐震改修促進計画の変更について準用する。

防災基本計画
P82
平成27年7月7日
修正

(2) 建築物の安全化

○第2編1章1節2項(2)「建築物の安全化」

○国〔国土交通省〕及び地方公共団体は、住宅を始めとする建築物の耐震性の確保を促進するため、基準を遵守するよう指導等に努めるものとする。

○国及び地方公共団体は、既存建築物の耐震診断・耐震補強等を促進する施策を積極的に実施するものとする。

○国及び地方公共団体は、地震防災対策強化地域及び地震防災対策推進地域において、所有する公共建築物の耐震診断の実施状況や実施結果を基にした、耐震性に係るリストの作成及び公表に努めるものとする。

○国、地方公共団体及び施設管理者は、建築物における天井材等の非構造部材の脱落防止対策、ブロック塀及び家具の転倒防止対策、エレベーターにおける閉じ込め防止等を図るものとする。また、国は、超高層ビルにおける長周期地震動対策として、設計基準の見直しや、長周期地震動に関する情報提供を図るものとする。

3 建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部を改正する法律（2）（〇）

趣旨

市町村耐震改修促進計画に、通行障害既存耐震不適格建築物についての耐震診断結果の報告の期限を記載するなど、耐震改修を促進するもの。

修正前

千葉県
地域防災計画
P地-2-32
平成27年3月修正

第5節 建築物の耐震化等の推進
1 市街地の整備(県土整備部)
(1)土地区画整理事業の実施状況(平成23年4月1日現在)
(2)市街地再開発事業等の実施状況(平成23年4月1日現在)
2 建築物等の耐震対策(総務部、防災危機管理部、健康福祉部、県土整備部、教育庁)
(1)既存建築物の耐震診断・耐震性向上に向けた改修の促進(略)
また、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」(平成7年法律第123号)及び同法に基づく「千葉県耐震改修促進計画」に沿い、緊急性の高い施設の所有者等に対して、耐震改修等の実施に向けた指導に努めるとともに、それらの建築物に関しては、データベース等を活用し、耐震改修等の進捗管理に努める。
緊急性の高い施設とは、以下の既存建築物とする。
ア 用途や規模等の特性によって設定する建築物
(ア)(略)
(イ)高齢者、身体障害者等災害時要援護者が利用する建築物
例：社会福祉施設、老人保健施設等
(ウ)多数の者が利用する一定規模以上の建築物
「建築物の耐震改修の促進に関する法律」で定める特定建築物
例：百貨店、劇場、映画館等
(2)教育施設の耐震化
ア 県立学校・小中学校の耐震化の推進
学校施設は、児童生徒が1日の大半を過ごす学習、生活の場、かつ、災害時には地域住民の応急避難場所としての役割を持つことから、県立学校について、千葉県耐震改修促進計画及び県有建築物の耐震化整備プログラムに基づき、耐震化を進める。
市町村が設置する小中学校施設等についても、計画的に耐震化を進めていくよう市町村へ働きかける。

修正後

第5節 建築物の耐震化等の推進
1 市街地の整備(県土整備部)
(1)土地区画整理事業の実施状況(平成26年3月31日現在)
(2)市街地再開発事業等の実施状況(平成26年3月31日現在)
2 建築物等の耐震対策(総務部、防災危機管理部、健康福祉部、県土整備部、教育庁)
(1)既存建築物の耐震診断・耐震性向上に向けた改修の促進(略)
また、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」(平成7年法律第123号)及び「千葉県耐震改修促進計画」に沿い、緊急性の高い施設の所有者等に対して、耐震改修等の実施に向けた指導に努めるとともに、それらの建築物に関しては、データベース等を活用し、耐震改修等の進捗管理に努める。
さらに、同法に基づき、耐震診断を行いその結果を報告することが義務付けられている大規模な建築物等の所有者に対しては、その着実な実施のために必要な支援を行う。
なお、緊急性の高い施設とは、以下の既存建築物とする。
ア 用途や規模等の特性によって設定する建築物
(ア)(略)
(イ)高齢者、身体障害者等要配慮者が利用する建築物
例：社会福祉施設、老人保健施設等
(ウ)多数の者が利用する一定規模以上の建築物
例：百貨店、劇場、映画館等
(2)教育施設の耐震化
ア 県立学校・小中学校の耐震化の推進
学校施設は、児童生徒が1日の大半を過ごす学習、生活の場、かつ、災害時には地域住民の避難場所としての役割を持つことから、県立学校について、千葉県耐震改修促進計画及び県有建築物の耐震化整備プログラムに基づき、耐震化を進める。
市町村が設置する小中学校施設等についても、計画的に耐震化を進めていくよう市町村へ働きかける。

流山市
地域防災計画
地2-33
建築住宅課

第5 建築物等の耐震対策【建築住宅課】
阪神・淡路大震災において、昭和56年以前に建築された、比較的古い建築物に大きな被害が集中した。市内の既存建築物には、現行の建築基準法の耐震基準に適合しないものが多く存在していることが防災対策調査において判明しており、大震災においては大きな被害を受ける危険性が高いと考えられる。
このため、耐震診断・耐震改修(以下「耐震改修等」という。)の啓発を行い、耐震化を促進し、現行の建築基準法に規定される耐震基準に適合しない既存建築物の地震に対する安全性の向上を図る。
1 既存建築物の耐震診断・耐震改修の促進市は、計画的かつ総合的に市域の既存建築物の耐震診断・耐震改修の促進を図っていく。
なお、建築物にかかわる防災対策は、建築物の所有者や管理者が自己の責任において自らの建築物の安全性を確保することが原則であることから、所有者等には、既存建築物の耐震性能の確保・向上のための耐震改修等を積極的に努めるよう、啓発していく必要がある。そこで、市は、国の住宅・建築物耐震改修事業等の補助制度や耐震改修促進税制の活用を図り、耐震改修技術の普及・建築技術者の養成、耐震相談窓口の開設・所有者向けの啓発事業等、耐震改修促進のための施策を推進する。
また、緊急性の高い施設や防災対策拠点施設等の重要建築物の所有者等に対して、耐震改修等の実施に向けた指導に努めるとともに、それらの建築物に関しては、情報の共有化を図るためデータベースを整備し、耐震改修等の進捗管理に努める。

建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づく千葉県耐震改修促進計画(平成27年3月改訂)に準じて、見直した流山市耐震改修促進計画(平成28年3月作成)に基づき、耐震改修の促進を図る。
・通行障害既存耐震不適格建築物について、耐震診断の結果の報告の期限を定める。
・耐震改修の目標値の見直し
※改正内容に基づき削除

3 建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部を改正する法律（3）（〇）

趣旨

市町村耐震改修促進計画に、通行障害既存耐震不適格建築物についての耐震診断結果の報告の期限を記載するなど、耐震改修を促進するもの。

修正前

流山市
地域防災計画
地2-33
建築住宅課

- (1) 耐震化の目標の設定
地震による死者の発生は建築物、とくに木造建物の倒壊によるものが多いことから、現在の耐震基準に適合しない昭和56年以前に建てられた木造建物について、耐震化を推進することとする。
耐震化の目標は、平成17年6月の地震防災推進会議の提言を受け、平成27年までに市内全体の建築物における耐震化率を90%とすることとする。なお、公共施設等の耐震化については、別途策定する耐震改修促進計画において目標を定めることとする。
- (2) 耐震改修促進計画に基づく耐震化の推進
建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年10月27日法律第123号)に基づく千葉県耐震改修促進計画に準じて、平成20年3月に策定した流山市耐震改修促進計画により住宅、特定建築物、公共建築物等の耐震改修を戦略的に推進するものとする。
- (3) 防災対策拠点施設の耐震性の確保
地震発生後の避難、救護、その他応急対策活動の拠点となる防災上重要な建築物の耐震化は、地震災害対策全体に対して果たす役割が大きいため、重点的に推進していく。
ア 公共建築物の耐震改修等
公共施設は、災害時における避難、救護、復旧対策活動等の拠点となる重要な施設である。このため、小・中学校、高校、消防署、公民館等、防災上重要な施設の耐震調査・診断結果に基づき、計画的に補強、改修及び建替え等を検討し、順次実施していく。
イ 民間建築物の耐震改修等
不特定多数の者が利用する民間建築物の所有者は、耐震診断を行い、必要に応じ耐震改修を行うよう努める。市は、このような民間建築物の耐震診断及び耐震改修について必要な指導及び助言を行うものとする。
- (4) 広報活動等
住民等の耐震診断等に関する相談窓口を開設するとともに、建築物の耐震性向上に関する知識の普及、啓発を行うための講演会の開催やパンフレットの作成・配布により、耐震診断・耐震改修についての広報活動を展開する。
- (5) 木造住宅の耐震診断、改修
市は、昭和56年6月に改正された新耐震設計基準以前の木造建物について耐震診断の実施及び改修を促進するため、補助制度等の施策を推進する。
- (6) 所有者等への指導等
定期報告対象建築物(主に不特定多数の者が利用する建築物)の所有者等を対象に、耐震診断・耐震改修の実施を積極的に促進する。
- (7) 助成制度の活用
(独)住宅金融支援機構の融資制度を活用することにより、耐震改修を促進する。

修正後

耐震化の目標は、平成17年6月の地震防災推進会議の提言を受け、平成32年までに市内全体の建築物における耐震化率を95%とすることとする。

建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年10月27日法律第123号)に基づく千葉県耐震改修促進計画に準じて、平成28年3月に策定した流山市耐震改修促進計画により住宅、特定建築物、公共建築物等の耐震改修を戦略的に推進するものとする。

(6)所有者等への指導等

定期報告対象建築物(主に不特定多数の者が利用する建築物)の所有者等を対象に、耐震診断・耐震改修の実施を積極的に促進する。

~~また、通行障害既存耐震不適格建築物について、耐震診断を行わせ、又はその促進を図り、及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合当該通行障害既存耐震不適格建築物の敷地に接する道路に関する事項及び当該通行障害既存耐震不適格建築物に係る耐震診断の結果の報告の期限を定めることができる。~~

※改正促進計画では、通行障害既存耐震不適格建築物の指定は行わない。

4 土砂災害警戒避難ガイドライン（1）（〇）

趣 旨

土砂災害警戒態勢区域における警戒避難体制を整備するもの。

修正前

修正後

土砂災害警戒避難ガイドライン
平成19年4月策定
平成27年4月改訂

主要な変更点

○第2章 土砂災害の危険性等の周知

- ・土砂災害警戒区域、警戒区域に相当する区域、土砂災害危険箇所の住民への周知徹底（P2-3）
- ・危険な区域、避難場所・避難経路の継続的な周知のためのハザードマップの活用（P2-4）

○第4章 情報の伝達

- ・避難勧告、土砂災害警戒情報等の防災情報を確実に住民へ伝達するため多様な手段の確保（P4-3）
- ・誰が誰に情報を伝達するか決めておくとともに、着信確認により、確実な情報伝達体制を構築（P4-3）

○第5章 避難勧告・避難指示等の発令・解除

- ・土砂災害の避難勧告等で求められる住民の避難行動について具体的に解説（P5-3）
- ・土砂災害警戒メッシュ情報や国・都道府県等からの助言の活用（P5-1、P5-10）

防災基本計画
P132、P136、
P138、P42
平成27年7月7日
修正

省略

(2) 防災訓練の実施，指導 P132

○第2編1章3節2項(2)「防災訓練の実施，指導」

○国及び地方公共団体は，水災に的確に対処する危機管理方策の習熟を図るため，水害を想定し，実践型の防災訓練を実施するよう努めるものとする。また，訓練の実施に当たっては，ハザードマップを活用しつつ行うものとする。

(2) 住民の避難誘導體制 P136

○第2編1章6節7項(1)「避難誘導」

○市町村は，避難指示，避難勧告，避難準備情報等について，河川管理者，水防管理者，国〔気象庁等〕の協力を得つつ，豪雨，洪水，土砂災害，高潮等の災害事象の特性，収集できる情報を踏まえ，避難すべき区域や判断基準，伝達方法を明確にしたマニュアルを作成するものとする。特に，土砂災害については，危険な急傾斜地から離れる方向に速やかに避難する訓練を行うなど，実践的な避難訓練の実施等による住民の意識啓発に努めるものとする。

(5) 防災関係機関相互の連携体制 P138

○第2編1章6節2項(5)「防災関係機関相互の連携体制」

○市町村は，避難勧告又は指示及び土砂災害についてはそれらの解除を行う際に，国又は都道府県に必要な助言を求めることができるよう，連絡調整窓口，連絡の方法を取り決めておくとともに，連絡先の共有を徹底しておくなど，必要な準備を整えておくものとする。

1 風水害に関する警報等の伝達 P142

○国〔気象庁〕及び都道府県は共同して，大雨による土砂災害の危険度が高まったときに，市町村長が防災活動の実施や住民等への避難勧告等の発令を適時適切に判断することができるよう，土砂災害警戒情報を作成・発表し，市町村長等に通知及び一般へ周知するとともに，避難勧告等の発令対象地域を特定するための参考情報として，土砂災害警戒情報を補足する情報の提供に努めるものとする。

4 土砂災害警戒避難ガイドライン（2）（〇）

趣 旨

土砂災害警戒態勢区域における警戒避難体制を整備するもの。

修 正 前

千葉県地域防災
計画
P風-2-15
平成27年3月修正
省略

流山市地域防災
計画
風2-24、風2-25、
風2-26、風3-34
防災危機管理課、
道路管理課、消
防防災課、下水
道建設課、河川
課
P2-24
第2 警戒避難体制の整備
【防災危機管理課・道路管理課・消防防災課・県東葛飾土木事務所】
1 危険箇所の周知
市は、土砂災害を被るおそれのある場所を地域防災計画に掲載するとともに、土砂災害危険箇所マップの作成、広報紙、パンフレットの配布、説明会の開催、更には現場への標識・標柱の設置等により周辺住民に対し周知徹底を図り、併せて一般への周知に努めるものとする。
また、崖に隣接する住宅地域が発生しないよう、開発行為又は土砂採取時において、指導の徹底を図る。
2 所有者等に対する防災措置の指導
市は、危険箇所調査の結果、必要に応じ危険予想箇所の所有者、管理者、占有者に対し、擁壁、排水施設その他必要な防災工事を施す等の改善措置をとるよう指導するものとする。
なお、防災対策調査により、崩壊の危険性が高いと判定された名都借字宮後と前ヶ崎字八っ内の2 地点は、重点的に改善措置の指導を行うものとする。
3 警戒体制の確立
土砂災害は、降雨後時間をおいて発生することもあり、災害発生後は危険度の高い斜面を中心に、危険な徴候がないか警戒することが重要である。したがって、平常時から危険と思われる斜面の監視体制や通信手段等を確立しておくものとする。
また、土砂災害警戒区域等の指定がされていない土砂災害危険箇所についても、指定区域における対応に準じた警戒避難体制の整備に努めるものとする。

修 正 後

2 土砂災害に対する警戒避難体制の整備(防災危機管理部・県土整備部・警察本部)
(2)警戒避難体制の整備等 P風-2-15
イ市町村は、大雨警報(土砂災害)や土砂災害警戒情報の発表など土砂災害発生の危険が予想されたときは、体制の強化を図り、土砂災害警戒判定メッシュ情報などの土砂災害発生の切迫性や危険度の推移がわかる補足情報、前兆現象を参考にして、土砂災害発生のおそれがある地域を特定した上で、的確に避難準備情報、避難勧告等を発令する。特に避難準備情報は要配慮者等が避難を開始するための情報であることから、市町村は、当該要配慮者の避難に要する時間を的確に把握するよう努める。
また、市町村は、これらについて、必要に応じて气象台、県等に助言を求めるものとし、県は災害発生の危険性が高まった場合、市町村に対してその状況を伝達し必要な情報を提供するとともに、平時から、气象台等の関係機関と連携して情報の利活用について助言・周知を図る。
3 防災知識の普及啓発(防災危機管理部、県土整備部)P風-2-15
(1)県及び市町村は、住民に対しインターネット、広報紙、パンフレット等多様な手段により、土砂災害に関する知識の普及と防災意識の向上を図るものとする。
また、全国的に実施される土砂災害防止月間等において、土砂災害から身を守るため、住民を交えた情報伝達及び避難訓練等を実施する。

危険箇所について、ハザードマップ等の多様な手段で継続的に市民に周知を図ること、避難経路の確認や情報伝達などの訓練を実施することについて記載する。また、国や県など関係機関と避難勧告等の指示を出すための連携、連絡体制を整備することについて記載する。
修正案については、防災危機管理課と協議してください。

1 危険箇所の周知

市は、土砂災害のおそれのある区域を地区防災計画に掲載するとともに、避難場所・避難経路、要配慮者利用施設等について、ホームページでの掲載や公共施設での掲示、広報紙、ハザードマップ等の配布、説明会の開催、更には現場への標識・標柱の設置等の多様な手段により、周辺住民に対し周知徹底を図り、併せて一般への周知に努めるものとする。

趣 旨

土砂災害警戒態勢区域における警戒避難体制を整備するもの。

修 正 前

修 正 後

流山市地域防災
計画
風2-24、風2-25、
風2-26、風3-34
防災危機管理課、
道路管理課、消
防防災課、下水
道建設課、河川
課

P2-25
6 土砂災害警戒情報の発表
ア 土砂災害警戒情報
土砂災害警戒情報は、大雨警報が発表されている際、土砂災害発生の危険性が高まったときに、市長が防災活動や住民等への避難勧告等の災害応急対応を適時適切に行うための支援と、住民の自主避難の判断等にも利用できることを目的として、気象業務法、災害対策基本法に基づき、千葉県と銚子地方気象台が共同で作成・発表する情報である。
イ 土砂災害警戒情報の発表単位
土砂災害警戒情報は市町村を発表単位とする。
ウ 土砂災害警戒情報の発表基準
大雨警報が発表中であり、降雨の実況及び数時間先までの降雨予測値を基に作成した指標が、当該情報の発表基準に達した場合。
エ 土砂災害警戒情報の解除基準
降雨の実況値を基に作成した指標が発表基準を下回り、短時間で再び発表基準に達しないと予想される場合。または、無降水時間が長時間続いているにもかかわらず、指標が発表基準を下回らない場合は、千葉県と銚子地方気象台が協議のうえ、解除できるものとする。
オ 土砂災害警戒情報の伝達経路
土砂災害警戒情報の伝達経路については、警報・注意報と同様とする。
カ 情報の特徴及び利用に当たっての留意事項
(ア) 土砂災害警戒情報は、降雨から予測可能な土砂災害の内、避難勧告等の災害応急対応が必要な土石流や集中的に発生する急傾斜地崩壊を対象としている。
(イ) 個別の災害発生箇所・時間・規模等を詳細に特定することはできない。また、技術的に予測が困難である斜面の深層崩壊、山体の崩壊、地すべり等は、土砂災害警戒情報の発表対象とはしていない。

P2-26
第3 防災知識の普及・啓発
【防災危機管理課・消防防災課】
市は、住民に対しインターネット、広報紙、パンフレット等多様な手段により土砂災害に関する知識の普及と防災意識の高揚を図るものとする。
また、全国的に実施される土砂災害防止月間等において、災害発生時における応急対策の迅速・円滑化を図るため、各種防災訓練の実施に努めるものとする。
なお、土砂災害危険箇所については、被害を未然に防ぐため、あるいは被害を最小限におさえるため、県のホームページで公表している。
(http://www.pref.chiba.jp/syozoku/i_kakai/01-bosai/012-dosya/index.html)

P3-34
第1 気象注意報・警報等の伝達
【河川班・災对本部事務局・情報収集班・予防消防班】
(4) 土砂災害警戒情報 も同様

また、全国的に実施される土砂災害防止月間等において、災害発生時における応急対策の迅速・円滑化及び土砂災害から身を守るため、住民を交えた情報伝達及び避難訓練等の実施に努めるものとする。

5 土砂災害に係る避難勧告等の判断・伝達に係る暫定基準について (土砂災害に係る避難勧告等の発令基準や情報伝達方法 1) (〇)

趣 旨

広島土砂災害をはじめとした最近の土砂災害の教訓を踏まえ、土砂災害に係る避難勧告等の発令基準や情報伝達方法を暫定的に決定するもの

修正前

土砂災害に係る
避難勧告等の判
断・伝達に係る暫
定基準
平成26年6月作成

新規

修正後

3 避難勧告等基準の設定について

(避難準備情報)

下記の①～④のうち、いずれか1つに該当する場合に、避難準備情報を発令するものとする。

- ①流山市に大雨警報(土砂災害)が発表されている状態で、千葉県が発表する土砂災害発生危険基準は超過していないが、気象状況等を勘案し、数時間後には土砂災害発生危険基準を突破する可能性が見込まれる場合
- ②避難経路等が浸水などの可能性があり、雨量などの予報から概ね2時間後には通行が困難となることが予想される場合
- ③流山市に大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間から翌日早朝に大雨警報(土砂災害)に切り替わる可能性あり、かつ千葉県が発表する土砂災害発生危険基準を超えることが予想される降雨が見込まれる場合
- ④強い降雨を伴う台風が夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合

※上記①～④以外においても、気象情報や土砂災害発生の可能性が見込まれる情報等を総合的に判断し、避難準備情報を発表できることとする。

(避難勧告)

下記の①～④のうち、いずれか1つに該当する場合に、避難勧告を発令するものとする。

- ①流山市に土砂災害警戒情報が発表された場合
- ②流山市に大雨警報(土砂災害)が発表されている状態で、土砂災害発生危険基準は超過していないが、数時間後には土砂災害発生危険基準を突破する可能性が高く、かつ数時間にわたり同状況の継続が見込まれる場合
- ③流山市に大雨警報(土砂災害)が発表されている状態で、記録的短時間大雨情報が発表された場合
- ④流山市の周辺において、大雨特別警報(土砂災害)の発表があり、数時間後には流山市においても発表の可能性がある場合

※上記①～④以外においても、気象情報や土砂災害発生の可能性が見込まれる情報等を総合的に判断し、避難勧告を発表できることとする。

(避難指示)

下記①～⑤のいずれか1つに該当する場合に、避難指示を発令するものとする。

- ①流山市に土砂災害警戒情報が発表され、その後数時間の気象状況の収束が見込まれない場合
- ②流山市に土砂災害警戒情報が発表され、さらに記録的短時間大雨情報が発表された場合
- ③当該地区あるいは周辺地区において土砂災害が発生した場合
- ④土砂災害の前兆現象(亀裂、湧水、地鳴り等)が確認された場合
- ⑤避難勧告等による立ち退き避難が十分でなく、再度、立ち退き避難を住民に促す必要がある場合

※上記①～⑤以外においても、気象情報や土砂災害発生の可能性が見込まれる情報等を総合的に判断し、避難指示を発表できることとする。

5 土砂災害に係る避難勧告等の判断・伝達に係る暫定基準について (土砂災害に係る避難勧告等の発令基準や情報伝達方法2) (〇)

趣旨

広島土砂災害をはじめとした最近の土砂災害の教訓を踏まえ、土砂災害に係る避難勧告等の発令基準や情報伝達方法を暫定的に決定するもの

修正前

修正後

土砂災害に係る
避難勧告等の判
断・伝達に係る暫
定基準
平成26年6月作成

新規

5 解除に係る考え方

避難勧告等の解除については、当該地域の発表基準に係る発令情報(注・警報や土砂災害警戒情報など)の解除を基本とし、気象状況等を総合的に判断した上で、解除するものとする。ただし、土砂災害が発生している場合は慎重に解除の判断を行うものとする。

6 発令や解除の伝達手段について

電話、FAX、安心メール、ホームページ、ツイッター、直接訪問、防災行政無線、エリアメール、広報車などの手段の中から、複数の手段を活用し、当該区域に住む市民に対し伝達を行う。

流山市
地域防災計画
(風-3-90)
防災危機管理課
経營業務課
下水道建設課
河川課
流山警察署
自衛隊

風水害対策編 第3章災害応急対策計画
第5節 避難計画 第3 避難準備情報及び避難勧告・指示等
1 避難準備情報及び避難勧告・指示
(1) 避難の基準

中略

【追記】

土砂災害における避難勧告等は、以下の基準を参考として発令する。

土砂災害に係る避難準備情報

下記の①～④のうち、いずれか1つに該当する場合に、避難準備情報を発令するものとする。

①流山市に大雨警報(土砂災害)が発表されている状況で、千葉県を発表する土砂災害発生危険基準は超過していないが、気象状況等を勘案し、数時間後には土砂災害発生危険基準を突破する可能性が見込まれる場合

②避難経路等が浸水などの可能性があり、雨量などの予報から概ね2時間後には通行が困難となることが予想される場合

③流山市に大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間から翌日早朝に大雨警報(土砂災害)に切り替わる可能性があり、かつ千葉県を発表する土砂災害発生危険基準を超えることが予想される降雨が見込まれる場合

④強い降雨を伴う台風が夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合

※上記①～④以外においても、気象情報や土砂災害発生の可能性が見込まれる情報等を総合的に判断し、避難準備情報を発表できることとする。

土砂災害に係る避難勧告

下記の①～④のうち、いずれか1つに該当する場合に、避難勧告を発令するものとする。

①流山市に土砂災害警戒情報が発表された場合

②流山市に大雨警報(土砂災害)が発表されている状況で、土砂災害発生危険基準は超過していないが、数時間後には土砂災害発生危険基準を突破する可能性が高く、かつ数時間にわたり同状況の継続が見込まれる場合

5 土砂災害に係る避難勧告等の判断・伝達に係る暫定基準について (土砂災害に係る避難勧告等の発令基準や情報伝達方法3) (〇)

趣旨

広島土砂災害をはじめとした最近の土砂災害の教訓を踏まえ、土砂災害に係る避難勧告等の発令基準や情報伝達方法を暫定的に決定するもの

修正前

流山市
地域防災計画
(風-3-90)
防災危機管理課
経營業務課
下水道建設課
河川課
流山警察署
自衛隊

修正後

③流山市に大雨警報(土砂災害)が発表されている状況で、記録的短時間大雨情報が発表された場合

④流山市の周辺において、大雨特別警報(土砂災害)の発表があり、数時間後には流山市においても発表の可能性がある場合

※上記①～④以外においても、気象情報や土砂災害発生の可能性が見込まれる情報等を総合的に判断し、避難勧告を発表できることとする。

土砂災害に係る避難指示

下記①～⑤のいずれか1つに該当する場合に、避難指示を発令するものとする。

①流山市に土砂災害警戒情報が発表され、その後数時間の気象状況の収束が見込まれない場合

②流山市に土砂災害警戒情報が発表され、さらに記録的短時間大雨情報が発表された場合

③当該地区あるいは周辺地区において土砂災害が発生した場合

④土砂災害の前兆現象(亀裂、湧水、地鳴り等)が確認された場合

⑤避難勧告等による立ち退き避難が十分でなく、再度、立ち退き避難を住民に促す必要がある場合

※上記①～⑤以外においても、気象情報や土砂災害発生の可能性が見込まれる情報等を総合的に判断し、避難指示を発表できることとする。

土砂災害に係る避難勧告等の解除の考え方

避難勧告等の解除については、当該地域の発表基準に係る発令情報(注・警報や土砂災害警戒情報など)の解除を基本とし、気象状況等を総合的に判断した上で、解除するものとする。ただし、土砂災害が発生している場合は慎重に解除の判断を行うものとする。

5 土砂災害に係る避難勧告等の判断・伝達に係る暫定基準について (土砂災害に係る避難勧告等の発令基準や情報伝達方法4) (○)

趣 旨

広島土砂災害をはじめとした最近の土砂災害の教訓を踏まえ、土砂災害に係る避難勧告等の発令基準や情報伝達方法を暫定的に決定するもの

修正前

風水害対策編 第3章災害応急対策計画
第5節 避難計画 第3 避難準備情報及び避難勧告・指示等
1 避難準備情報及び避難勧告・指示
(5) 避難措置と周知

避難の勧告・指示をした者は、当該地域の住民に対してその内容を周知させるとともに、速やかに関係機関に対して連絡するものとする。

ア 住民への周知徹底

避難の勧告・指示を行った者は、速やかにその旨を住民に対して周知するものとする。また、避難の必要がなくなった場合も、速やかに周知するものとする。

・直接的な周知として、防災行政無線、広報車等を活用する。

・~~消防機関、警察、行政連絡員~~等を通じて周知する。

・報道機関等の協力を得て、間接的に住民に広報する。

・自治会等の自主防災組織において率先して避難行動を促すようなリーダーによる伝達や地域コミュニティ間での直接的な声かけを行う。

・災害時要援護者等の事前登録者や緊急連絡先、避難支援者、社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者、障害者団体等の福祉関係者への伝達(FAXや携帯電話メールの活用も含む)を行う。

・インターネット上のホームページや安心メール、エリアメール(NTT docomo)、緊急速報メール(au、SoftBank)、ツイッターによる 対象地域の住民も含めた不特定多数への伝達を行う。

【追記】

イ 関係機関相互の連絡

避難の勧告・指示又は解除を行った者は、その旨を県及び関東地方整備局江戸川河川事務所、流山警察署等の関係機関に連絡し、現場での情報混乱を未然に防止するものとする。

修正後

風水害対策編 第3章災害応急対策計画
第5節 避難計画 第3 避難準備情報及び避難勧告・指示等
1 避難準備情報及び避難勧告・指示
(5) 避難措置と周知

避難の勧告・指示をした者は、当該地域の住民に対してその内容を周知させるとともに、速やかに関係機関に対して連絡するものとする。

ア 住民への周知徹底

避難の勧告・指示を行った者は、速やかにその旨を住民に対して周知するものとする。また、避難の必要がなくなった場合も、速やかに周知するものとする。

・直接的な周知として、防災行政無線、広報車等を活用する。

・~~消防機関、警察等~~を通じて周知する。

・報道機関等の協力を得て、間接的に住民に広報する。

・自主防災組織等において率先して避難行動を促すようなリーダーによる伝達や地域コミュニティ間での直接的な声かけを行う。

・避難行動要支援者等の事前登録者や緊急連絡先、避難支援者、社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者、障害者団体等の福祉関係者への伝達(FAXや携帯電話メールの活用も含む)を行う。

・ホームページや安心メール、エリアメール(NTT docomo)、緊急速報メール(au、SoftBank)、ツイッターによる 対象地域の住民も含めた不特定多数への伝達を行う。

・土砂災害に係る避難勧告等の発令や解除の伝達手段については、電話、直接訪問、広報車、安心メール、ツイッター、ホームページ、FAX、防災行政無線、エリアメール、緊急速報メールなどの手段の中から、複数の手段を活用し、当該区域に住む市民に対し伝達を行う。

イ 関係機関相互の連絡

避難の勧告・指示又は解除を行った者は、その旨を県及び関東地方整備局江戸川河川事務所、流山警察署等の関係機関に連絡し、現場での情報混乱を未然に防止するものとする。

流山市
地域防災計画
(風-3-93)
防災危機管理課
経營業務課
下水道建設課
河川課
流山警察署
自衛隊

趣 旨

特別警報の実施及び伝達に関するもの。

修正前

修正後

気象業務法
平成25年8月30日
改正

（新設）

（新設）

防災基本計画
P135、142
平成26年1月修正

1 災害発生直前対策関係
(1) 警報等の発表及び伝達
○気象庁は、気象警報、注意報については、警戒・注意の必要な市町村を明確にし、効果的な防災対応につながるよう、市町村ごとに発表するものとする。

（新設）

第1節 災害発生直前の対策
（略）
1 風水害に関する警報等の伝達
（略）
（新設）

第十三条の二
気象庁は、予想される現象が特に異常であるため重大な災害の起こるおそれが著しく大きい場合として降雨量その他に関し気象庁が定める基準に該当する場合には、政令の定めるところにより、その旨を示して、気象、地象、津波、高潮及び波浪についての一般の利用に適合する警報をしなければならない。
2 気象庁は、前項の基準を定めようとするときは、あらかじめ関係都道府県知事の意見を聴かなければならない。この場合において、関係都道府県知事が意見を述べようとするときは、あらかじめ関係市町村長の意見を聴かなければならない。
3 気象庁は、第一項の基準を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
4 前二項の規定は、第一項の基準の変更について準用する。
5 前条第三項の規定は、第一項の警報（第十五条の二第一項において「特別警報」という。）をする場合に準用する。

第十五条の二
気象庁は、第十三条の二第一項の規定により、気象、地象、津波、高潮及び波浪の特別警報をしたときは、政令の定めるところにより、直ちにその特別警報に係る警報事項を警察庁、消防庁、海上保安庁、都道府県、東日本電信電話株式会社、西日本電信電話株式会社又は日本放送協会の機関に通知しなければならない。地震動の特別警報以外の特別警報をした場合において、当該特別警報の必要がなくなつたときも同様とする。
2 前項の通知を受けた都道府県の機関は、直ちにその通知された事項を関係市町村長に通知しなければならない。
3 前条第二項の規定は、警察庁、消防庁、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の機関が第一項の通知を受けた場合に準用する。
4 第二項又は前項において準用する前条第二項の通知を受けた市町村長は、直ちにその通知された事項を公衆及び所在の官公署に周知させる措置をとらなければならない。

1 災害発生直前対策関係
(1) 警報等の発表及び伝達
○気象庁は、気象特別警報、警報及び注意報については、警戒・注意の必要な市町村を明確にし、効果的な防災対応につながるよう、市町村ごとに発表するものとする。

○気象庁は、予想される気象現象が特に異常であり、重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合には、住民にその旨を分かりやすく伝達するとともに、地方公共団体の迅速かつ的確な防災対応に資するため、特別警報を発表するものとする。

第1節 災害発生直前の対策
（略）
1 風水害に関する警報等の伝達
（略）
○地方公共団体、放送事業者等は、伝達を受けた警報等を市町村防災行政無線等により、住民等への伝達に努めるものとする。なお、地方公共団体は、大雨、暴風、高潮等の特別警報の伝達を受けた場合は、これを直ちに住民等に伝達するものとする。

趣 旨

特別警報の実施及び伝達に関するもの。

修正前

修正後

千葉県
地域防災計画
P風-3-23
P風-3-30
平成27年3月修正

第2節 情報収集・伝達体制
2 気象注意報・警報等の伝達及び気象業務の整備
(1)(略)
(2)気象通報組織の整備
ア 注意報・警報
(ア)注意報・警報の種類
a 注意報:気象・水象等により被害が予想される場合
(イ)注意報・警報の取扱い
a～c(略)
d 水防活動用気象注意報・警報の取扱い
水防活動用注意報・警報 代用する注意報・警報
水防活動用気象注意報 大雨注意報
水防活動用気象警報 大雨警報又は大雨特別警報
水防活動用高潮注意報 高潮注意報
水防活動用高潮警報 高潮警報又は高潮特別警報
水防活動用洪水注意報 洪水注意報
水防活動用洪水警報 洪水警報
水防活動用津波注意報 津波注意報
水防活動用津波警報 津波警報又は津波特別警報(大津波警報)
(ウ)注意報・警報等の伝達系統図
東日本電信電話(株)※

イ 土砂災害警戒情報
(ア)土砂災害警戒情報の目的
大雨警報または大雨特別警報発表中に、大雨による土砂災害発生の危険度がさらに高まった時、市町村長が避難勧告等を発令する際の判断や住民の自主避難を支援することを目的とする。
(イ)、(ウ)(略)
(エ)発表基準
a 警戒基準
大雨警報または大雨特別警報が発表中であり、降雨の実況及び数2時間先までの降雨予測値を基に作成した指標が当該情報の発表基準に達した場合
b 警戒解除基準
降雨の実況値を基に作成した指標が発表基準を下回り、短時間で再び発表基準に達しないと予想される場合。又は、無降水時間が長時間続いているにもかかわらず指標が発表基準を下回らない場合は、千葉県と銚子地方気象台が協議のうえ解除できるものとする。
c 暫定基準
地震等で現状の基準を見直す必要があると考えられた場合は、千葉県と銚子地方気象台は「千葉県地震等発生時の暫定基準」に基づき、基準を取り扱うものとする

趣旨

特別警報の実施及び伝達に関するもの。

修正前

修正後

千葉県
地域防災計画
P風-3-23
P風-3-30
平成27年3月修正

(5)注意報・警報・特別警報実施基準
(略)
平成22年5月27日から、県内各市町村を対象とした気象警報・注意報の発表を実施した。
平成25年8月30日から特別警報の運用を開始した。
平成26年3月13日から大雨注意報・警報基準値を改正した。
ア、イ(略)
ウ 気象官署が発表する特別警報の基準
発表官署
特別警報名
銚子地方気象台
大雨 台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合
暴風 数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により
暴風が吹くと予想される場合
高潮 高潮になると予想される場合
波浪 高波になると予想される場合
暴風雪 数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合
大雪 数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合
注 発表にあたっては、降水量、積雪量、台風の中心気圧、最大風速などについて過去の災害事例に照らして算出した客観的な指標を設け、これらの実況および予想に基づいて判断する。
エ 記録的短時間大雨情報

流山市地域防災
計画
風2-25及び3-34、
防災危機管理課、
道路管理課、消
防防災課

6 土砂災害警戒情報の発表
ア 土砂災害警戒情報
土砂災害警戒情報は、大雨警報が発表されている際、土砂災害発生の危険性が高まったときに、市長が防災活動や住民等への避難勧告等の災害応急対応を適時適切に行うための支援と、住民の自主避難の判断等にも利用できることを目的として、気象業務法、災害対策基本法に基づき、千葉県と銚子地方気象台が共同で作成・発表する情報である。
イ 土砂災害警戒情報の発表単位
土砂災害警戒情報は市町村を発表単位とする。
ウ 土砂災害警戒情報の発表基準
大雨警報が発表中であり、降雨の実況及び数時間先までの降雨予測値を基に作成した指標が、当該情報の発表基準に達した場合。

6 土砂災害警戒情報の発表
ア 土砂災害警戒情報
土砂災害警戒情報は、大雨警報**または大雨特別警報**が発表されている際、土砂災害発生の危険性が高まったときに、市長が防災活動や住民等への避難勧告等の災害応急対応を適時適切に行うための支援と、住民の自主避難の判断等にも利用できることを目的として、気象業務法、災害対策基本法に基づき、千葉県と銚子地方気象台が共同で作成・発表する情報である。
イ 土砂災害警戒情報の発表単位
土砂災害警戒情報は市町村を発表単位とする。
ウ 土砂災害警戒情報の発表基準
大雨警報**または大雨特別警報**が発表中であり、降雨の実況及び数時間先までの降雨予測値を基に作成した指標が、当該情報の発表基準に達した場合。

趣 旨

特別警報の実施及び伝達に関するもの。

修正前

修正後

<p>流山市地域防災計画 風3-2及びP3-8 【市各班】</p> <p>P3-29 【河川班・災対本部事務局・情報収集班・予防消防班】</p> <p>下水道建設課、河川課、防災危機管理課、税制課、市民税課、資産税課、消防防災課、予防課</p>	<p>第1 災害対策本部設置前の活動体制 【市各班】</p> <p>表3-1-1 災害対策本部設置前の配備基準</p> <p>配備体制 (非常配備)災害対策本部の設置</p> <p>配備基準</p> <p>ア 水防法(第10条の2)に基づく予報のうち、江戸川河川氾らん危険情報が発表されたとき イ 風水害等による局地災害が発生した場合又は大規模な災害が発生するおそれがある場合で、市長が必要と認めるとき ウ 災害救助法(昭和22年法律第118号)による救助を適用する災害が生じたとき</p> <p>(水防計画) 水防本部を廃止し、災害対策本部へ移行</p>	<p>第1 災害対策本部設置前の活動体制 【市各班】</p> <p>表3-1-1 災害対策本部設置前の配備基準</p> <p>配備体制 (非常配備)災害対策本部の設置</p> <p>配備基準</p> <p><u>ア 市域に特別警報(大雨、暴風、高潮、波浪、暴雪雨、大雪)が発表され、市長が必要と認めるとき</u> イ 水防法(第10条の2)に基づく予報のうち、江戸川河川氾らん危険情報が発表されたとき ウ 風水害等による局地災害が発生した場合又は大規模な災害が発生するおそれがある場合で、市長が必要と認めるとき エ 災害救助法(昭和22年法律第118号)による救助を適用する災害が生じたとき</p> <p>(水防計画) 水防本部を廃止し、災害対策本部へ移行</p>
<p>第3 市災害対策本部と国、県及び防災関係機関との連携 【災対本部事務局・全職員】</p> <p>1 市災害対策本部の基準 (1) 市対策本部を設置する基準</p> <p>ア 水防法(第10条の2)に基づく予報のうち、江戸川河川氾らん危険情報が発表されたとき イ 風水害等による局地災害が発生した場合又は大規模な災害が発生するおそれがある場合で、市長が必要と認めるとき ウ 災害救助法(昭和22年法律第118号)による救助を適用する災害が生じたとき</p>	<p>第3 市災害対策本部と国、県及び防災関係機関との連携 【災対本部事務局・全職員】</p> <p>1 市災害対策本部の基準 (1) 市対策本部を設置する基準</p> <p><u>ア 市域に特別警報(大雨、暴風、高潮、波浪、暴雪雨、大雪)が発表され、市長が必要と認めるとき</u> イ 水防法(第10条の2)に基づく予報のうち、江戸川河川氾らん危険情報が発表されたとき ウ 風水害等による局地災害が発生した場合又は大規模な災害が発生するおそれがある場合で、市長が必要と認めるとき エ 災害救助法(昭和22年法律第118号)による救助を適用する災害が生じたとき</p>	<p>第3 市災害対策本部と国、県及び防災関係機関との連携 【災対本部事務局・全職員】</p> <p>1 市災害対策本部の基準 (1) 市対策本部を設置する基準</p> <p><u>ア 市域に特別警報(大雨、暴風、高潮、波浪、暴雪雨、大雪)が発表され、市長が必要と認めるとき</u> イ 水防法(第10条の2)に基づく予報のうち、江戸川河川氾らん危険情報が発表されたとき ウ 風水害等による局地災害が発生した場合又は大規模な災害が発生するおそれがある場合で、市長が必要と認めるとき エ 災害救助法(昭和22年法律第118号)による救助を適用する災害が生じたとき</p>
<p>第2 節 情報の収集・伝達計画 市は、風水害等の災害が発生した場合、被害状況等の情報収集活動を速やかに実施し、応急対策体制の迅速な立ち上げを図るとともに、災害救助法の適用等を速やかに判断できるよう、被害状況の的確な把握に努めるものとする。</p>	<p>第2 節 情報の収集・伝達計画 市は、風水害等の災害が発生した場合、被害状況等の情報収集活動を速やかに実施し、応急対策体制の迅速な立ち上げを図るとともに、災害救助法の適用等を速やかに判断できるよう、被害状況の的確な把握に努めるものとする。</p>	<p>第2 節 情報の収集・伝達計画 市は、風水害等の災害が発生した場合、被害状況等の情報収集活動を速やかに実施し、応急対策体制の迅速な立ち上げを図るとともに、災害救助法の適用等を速やかに判断できるよう、被害状況の的確な把握に努めるものとする。 <u>また、特別警報が発表された場合は、数十年に一度しかないような非常に危険な状況にあり、市は直ちにその事項を市民及び関係機関に周知する措置をとるものとし、市民は周囲の状況や市から発表される避難勧告・避難指示などの情報に留意し、ただちに命を守るための行動をとる必要がある。</u></p>

趣 旨

特別警報の実施及び伝達に関するもの。

修正前

流山市地域防災
計画
P3-34
【市各班】

2 気象警報等の種類と発表基準

(新設)

(3) 注意報・警報の取扱い

ア 注意報及び警報の切替え、解除

注意報及び警報は、新たな注意報又は警報が行われた時に切替えられ、解除されるまで継続するものとする。注意報及び警報の一部を変えるとき又は新しい事項を追加する必要のある場合は、新たな注意報又は警報を行い切替えるものとする。

注意報・警報の必要がなくなった場合は、その注意報・警報を解除するものとする。

イ 地面現象注意報・警報、浸水注意報・警報の取扱いこの注意報・警報は、気象注意報・警報に含めて行い、この注意報・警報の標題は用いない。

修正後

2 気象警報等の種類と発表基準

(3)特別警報

表3-2-3 特別警報の種類と発表基準

種類	発表基準
特別警報	
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となることが予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により大雨になる予想される場合
暴風	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合
高潮	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により高潮になると予想される場合
波浪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により波浪になると予想される場合
暴風雨	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合
注)発表官署は、銚子地方気象台	
(4) 注意報・警報・特別警報の取扱い	
ア 注意報及び警報の切替え、解除	
注意報、 警報及び特別警報 は、新たな注意報、 警報又は特別警報 が行われた時に切替えられ、解除されるまで継続するものとする。注意報、 警報及び特別警報 の一部を変えるとき又は新しい事項を追加する必要のある場合は、新たな注意報、 警報又は特別警報 を行い切替えるものとする。	
注意報・警報・ 特別警報 の必要がなくなった場合は、その注意報・警報・ 特別警報 を解除するものとする。	
イ 地面現象注意報・警報、浸水注意報・警報の取扱い	
この注意報・警報は、気象注意報・警報・ 特別警報 に含めて行い、この注意報・警報の標題は用いない。	

特別警報

大雨 台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となることが予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により大雨になる予想される場合

暴風 数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合

高潮 数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により高潮になると予想される場合

波浪 数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により波浪になると予想される場合

暴風雨 数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合

大雪 数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合

注)発表官署は、銚子地方気象台

(4) 注意報・警報・特別警報の取扱い

ア 注意報及び警報の切替え、解除

注意報、**警報及び特別警報**は、新たな注意報、**警報又は特別警報**が行われた時に切替えられ、解除されるまで継続するものとする。注意報、**警報及び特別警報**の一部を変えるとき又は新しい事項を追加する必要のある場合は、新たな注意報、**警報又は特別警報**を行い切替えるものとする。

注意報・警報・**特別警報**の必要がなくなった場合は、その注意報・警報・**特別警報**を解除するものとする。

イ 地面現象注意報・警報、浸水注意報・警報の取扱い

この注意報・警報は、気象注意報・警報・**特別警報**に含めて行い、この注意報・警報の標題は用いない。

趣旨

東日本大震災の教訓と課題を踏まえた復興の枠組みの創設

東日本大震災を踏まえた法制上の課題のうち、緊急を要するものについて措置した昨年6月の災害対策基本法の改正法の附則及び附帯決議で、引き続き検討すべきとされた復興の枠組みについて、中央防災会議「防災対策推進検討会議」の最終報告（同年7月）も踏まえ、あらかじめ法的に用意するもの。

法律の概要

- 1 復興に関する組織
 - 1 復興対策本部の設置（×）
 - 2 復興基本方針の策定（×）
- 2 復興計画の作成等
 - 1 復興計画の作成（○）
 - 2 都道府県復興方針（×）
- 3 復興計画等における特別の措置
 - 1 復興協議会及び土地利用基本計画の変更（×）
 - 2 復興整備事業の許認可等緩和の特例（×）
 - 3 一団地の復興拠点市街地形成施設に関する都市計画（×）
 - 4 都道府県等による都市計画の決定等の代行（△）
- 4 災害復旧事業に係る工事の国等による代行（△）
- 5 その他（×）

○：流山市に影響あり
 △：影響するか要検討
 ×：影響なし

趣 旨

大規模災害を受けた市町村が、土地利用の再編などによる円滑かつ迅速な復興を図るため、政府の復興基本方針等に即して、復興計画を作成できるものとする。

修正前

大規模災害からの復興に関する法律
(第10条)
(平成25年6月21日公布)

(新設)

修正後

(復興計画)

第十条 次の各号に掲げる地域のいずれかに該当する地域をその区域とする市町村(以下「特定被災市町村」という。)は、復興基本方針(当該特定被災市町村を包括する都道府県(以下「特定被災都道府県」という。)が都道府県復興方針を定めた場合にあっては、復興基本方針及び当該都道府県復興方針)に即して、内閣府令で定めるところにより、単独で又は特定被災都道府県と共同して、復興計画を作成することができる。

- 一 特定大規模災害により土地利用の状況が相当程度変化した地域又はこれに隣接し、若しくは近接する地域
- 二 特定大規模災害の影響により多数の住民が避難し、若しくは住所を移転することを余儀なくされた地域又はこれに隣接し、若しくは近接する地域(前号に掲げる地域を除く。)
- 三 前二号に掲げる地域と自然、経済、社会、文化その他の地域の特性において密接な関係が認められる地域であって、前二号に掲げる地域の住民の生活の再建を図るための整備を図ることが適切であると認められる地域
- 四 前三号に掲げる地域のほか、特定大規模災害を受けた地域であって、市街地の円滑かつ迅速な復興を図ることが必要であると認められる地域

2 復興計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 復興計画の区域(以下「計画区域」という。)
- 二 復興計画の目標
- 三 当該特定被災市町村における人口の現状及び将来の見通し、計画区域における土地利用に関する基本方針(土地の用途の概要その他内閣府令で定める事項を記載したものをいう。以下「土地利用方針」という。)
- 四 第二号の目標を達成するために必要な次に掲げる事業(以下「復興整備事業」という。)に係る実施主体、実施区域その他の内閣府令で定める事項
 - イ 市街地開発事業(都市計画法第四条第七項に規定する市街地開発事業をいう。)
 - ロ 土地改良事業(土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第二条第二項に規定する土地改良事業(同項第一号から第三号まで及び第七号に掲げる事業に限る。)をいう。以下同じ。)
 - ハ 復興一体事業(第二十一条第一項に規定する復興一体事業をいう。第十五条において同じ。)
 - ニ 集団移転促進事業(防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律(昭和四十七年法律第百三十二号。以下「集団移転促進法」という。))第二条第二項に規定する集団移転促進事業をいう。以下同じ。)
 - ホ 住宅地区改良事業(住宅地区改良法(昭和三十五年法律第八十四号)第二条第一項に規定する住宅地区改良事業をいう。以下同じ。)
 - ヘ 都市計画法第十一条第一項各号に掲げる施設の整備に関する事業
 - ト 小規模団地住宅施設整備事業(一団地における五戸以上五十戸未満の集団住宅及びこれらに附帯する通路その他の施設の整備に関する事業をいう。第五十四条の二において同じ。)
 - チ 津波防護施設(津波防災地域づくりに関する法律(平成二十三年法律第二百二十三号)第二条第十項に規定する津波防護施設をいう。)の整備に関する事業
 - リ 漁港漁場整備事業(漁港漁場整備法(昭和二十五年法律第百三十七号)第四条第一項に規定する漁港漁場整備事業をいう。以下同じ。)
 - ヌ 保安施設事業(森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第四十一条第三項に規定する保安施設事業をいう。)
 - ル 液状化対策事業(地盤の液状化により被害を受けた市街地の土地において再度災害を防止し、又は軽減するために施行する事業をいう。)
 - ヲ 造成宅地滑動崩落対策事業(地盤の滑動又は崩落により被害を受けた造成宅地(宅地造成に関する工事が施行された宅地をいう。))において、再度災害を防止するために施行する事業をいう。)
 - ワ 地籍調査事業(地籍調査(国土調査法(昭和二十六年法律第百八十号)第二条第五項に規定する地籍調査をいう。以下同じ。))を行う事業をいう。)
 - カ イからワまでに掲げるもののほか、住宅施設、水産物加工施設その他の地域の円滑かつ迅速な復興を図るために必要となる施設の整備に関する事業

7 2-1 復興計画の作成（2）（○）

修正前

修正後

大規模災害からの復興に関する法律
(第10条)
(平成25年6月21日公布)

(新設)

五 復興整備事業と一体となってその効果を増大させるために必要な事業又は事務その他の地域住民の生活及び地域経済の再建に資する事業又は事務に関する事項
六 復興計画の期間
七 その他復興整備事業の実施に関し必要な事項
3 前項第四号に掲げる事項には、特定被災市町村(当該特定被災市町村が特定被災都道府県と共同して復興計画を作成する場合(以下「共同作成の場合」という。))にあつては、当該特定被災市町村及び特定被災都道府県。以下「特定被災市町村等」という。)が実施する事業に係るものを記載するほか、必要に応じ、特定被災市町村等以外の者が実施する事業に係るものを記載することができる。
4 特定被災市町村等は、復興計画に当該特定被災市町村等以外の者が実施する復興整備事業に係る事項を記載しようとするときは、当該事項について、あらかじめ、その者の同意を得なければならない。
5 特定被災市町村等は、復興計画を作成しようとするときは、あらかじめ、公聴会の開催その他の住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。
6 特定被災市町村等は、復興計画を作成したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
7 前三項の規定は、復興計画の変更(内閣府令で定める軽微な変更を除く。)について準用する。

防災基本計画
(p.74-77)

○被災地の復旧・復興は、地方公共団体が主体となって、住民の意向を尊重しつつ協同して計画的に行い、国はそれを支援するものとする。その際、男女共同参画の観点から、復旧・復興のあらゆる場・組織に女性の参画を促進するものとする。併せて、障害者、高齢者等の災害時要援護者の参画を促進するものとする。

第1節 地域の復旧・復興の基本方向の決定
○地方公共団体は、被災の状況、地域の特性、関係公共施設管理者の意向等を勘案しつつ、迅速な原状復旧を目指すか、又は更に災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決をも図る計画的復興を目指すかについて早急に検討し、復旧・復興の基本方向を定めるものとする。必要な場合には、これに基づき復興計画を作成するものとする。
○被災地の復旧・復興に当たっては、男女共同参画の観点から、復旧・復興のあらゆる場・組織に女性の参画を促進するものとする。併せて、障害者、高齢者等の要配慮者の参画を促進するものとする。

○被災地方公共団体は、災害復旧・復興対策の推進のため、必要に応じ、国、他の地方公共団体等に対し、職員の派遣その他の協力を求めるものとする。

(新設)

第3節 計画的復興の進め方
1 復興計画の作成
○大規模な災害により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた災害においては、被災地域の再建は、都市構造の改変、産業基盤の改変を要するような多数の機関が関係する高度かつ複雑な大規模事業となり、これを可及的速やかに実施するため、復興計画を作成し、関係機関の諸事業を調整しつつ、計画的に復興を進めるものとする。
○地方公共団体は、復興計画の迅速・的確な作成と遂行のための体制整備(地方公共団体間の連携、国との連携、広域調整)を行うものとする。
○市町村は、必要に応じ、大規模災害からの復興に関する法律を活用し、国の復興基本方針等に即して復興計画を作成し、同計画に基づき市街地開発事業、土地改良事業等を実施することにより、特定大規模災害により、土地利用の状況が相当程度変化した地域等における円滑かつ迅速な復興を図るものとする。

2 防災まちづくり
○地方公共団体は、再度災害防止とより快適な都市環境を目指し、住民の安全と環境保全等にも配慮した防災まちづくりを実施するものとする。その際、まちづくりは現在の住民のみならず将来の住民のためのものという理念のもとに、計画作成段階で都市のあるべき姿を明確にし、将来に悔いのないまちづくりを目指すこととし、住民の理解を求めよう努めるものとする。併せて、障害者、高齢者、女性等の意見が反映されるよう、環境整備に努めるものとする。

7 2-1 復興計画の作成（3）（○）

修正前

修正後

防災基本計画
(p.74-77)

○地方公共団体は、防災まちづくりに当たっては、都市公園、河川等のオープンスペースの確保等については、単に避難場所としての活用、臨時ヘリポートとしての活用など防災の観点だけでなく、地域の環境保全、レクリエーション空間の確保、景観構成に資するものであり、その点を十分住民に対し説明し、理解と協力を得るよう努めるものとする。

○地方公共団体は、復興のため市街地の整備改善が必要な場合には、被災市街地復興特別措置法等を活用するとともに、住民の早急な生活再建の観点から、防災まちづくりの方向について、できるだけ速やかに住民のコンセンサスを得るよう努め、土地区画整理事業、市街地再開発事業等の実施により、合理的かつ健全な市街地の形成と都市機能の更新を図るものとする。

○地方公共団体は、防災まちづくりに当たっては、都市公園、河川等のオープンスペースの確保等については、単に避難先としての活用、臨時ヘリポートとしての活用など防災の観点だけでなく、地域の環境保全、レクリエーション空間の確保、景観構成に資するものであり、その点を十分住民に対し説明し、理解と協力を得るよう努めるものとする。

○地方公共団体は、ライフラインの共同収容施設としての共同溝、電線共同溝の整備等について、各種ライフラインの特性等を勘案し、風水害においては耐水性等にも配慮しながら、各事業者と調整を図りつつ進めるものとする。

○地方公共団体は、既存不適格建築物について、防災とアメニティの観点から、その問題の重要性を住民に説明しつつ、市街地再開発事業等の適切な推進によりその解消に努めるものとする。

○国、公共機関及び地方公共団体は、被災施設等の復旧事業、火山噴出物(火山災害の場合に限る。)及び災害廃棄物の処理事業に当たり、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、可能な限り迅速かつ円滑に実施するとともに、復興計画を考慮して、必要な場合には傾斜的、戦略的实施を行うものとする。

○地方公共団体は、新たなまちづくりの展望、計画決定までの手続、スケジュール、被災者サイドでの種々の選択肢等の施策情報等を、住民に対して提供するものとする。

○国及び地方公共団体は、被災地の復興計画の作成に際しては、地域のコミュニティが被災者の心の健康の維持を含め、被災地の物心両面にわたる復興に大きな役割を果たすことにかんがみ、その維持・回復や再構築に十分に配慮するものとする。併せて、障害者、高齢者、女性等の意見が反映されるよう、環境整備に努めるものとする。

(p.99)

○地方公共団体は、防災まちづくりに当たっては、必要に応じ、避難路、避難場所、延焼遮断帯、防災活動拠点ともなる幹線道路、都市公園、河川、港湾、空港等の骨格的な都市基盤施設及び防災安全街区の整備、ライフラインの共同収容施設としての共同溝、電線共同溝の整備等、ライフラインの耐震化等、建築物や公共施設の耐震・不燃化、耐震性貯水槽の設置等を基本的な目標とするものとする。

(p.151)
(H26.1修正)

○地方公共団体は、防災まちづくりに当たっては、河川等の治水安全度の向上、土砂災害に対する安全性の確保、豪雨に対する安全性の確保等を目標とするものとする。

千葉県
地域防災計画
(p.地-4-22)
(H27.3修正)

平成23年3月に発生した東日本大震災は、被害が甚大であったことから、単なる原状回復である「復旧」にとどまらず、将来に向けて地域を活性化させる「復興」までを視野に取り組むこととし、復興に係る基本的な考え方や今後の施策の方向性を取りまとめた「千葉県震災復旧及び復興に係る指針」を作成した。

平成23年3月に発生した東日本大震災は、被害が甚大であったことから、単なる原状回復である「復旧」にとどまらず、将来に向けて地域を活性化させる「復興」までを視野に取り組むこととし、復興に係る基本的な考え方や今後の施策の方向性を取りまとめた「千葉県震災復旧及び復興に係る指針」を作成した。

県は、今後起こりうる首都直下地震などの大規模災害に対応するため、この指針を参考に、災害復興の理念、事業内容に関する研究に努めることとする。

県は、今後起こりうる首都直下地震などの大規模災害に対応するため、この指針を参考に、災害復興の理念、事業内容に関する研究に努めることとする。

また、大規模災害からの復興に関する法律が適用される大規模災害が発生したときは、国、県、市町村は、それぞれの役割分担の下、必要に応じて同法を活用し、被災者の生活再建、地域経済の復興及び将来にわたって安全な地域づくりを一体的に進め、迅速な復興を図るものとする。

修正前

流山市
地域防災計画
(p.4-20)
防災危機管理課
企画政策課

第1 災害復旧・復興の基本方向の決定【防災危機管理課・企画政策課・各課】

地震による災害の発生後、市は復旧・復興についての基本的な方向を早急に決定するとともに、激甚災害の指定を受けた場合には激甚法の規定も踏まえ、適切な復旧計画を立て、実施するものとする。

すなわち、地震による災害の発生後、市は被災の状況、地域の条件、関係者の意向等を勘案して迅速な現状復旧を目指すか、あるいは災害に強いまちづくり、さらに市の目指すイメージの実現を踏まえた計画的復興を行うかについて早急に検討し、復旧・復興の基本的方向を定めるものとする。また、必要と考えられる場合には、速やかに基本的方向に沿った復興計画の作成及び関連事務手続等を行うものとする。

なお、復旧・復興に当たっては、住民の意向を十分に尊重し、市と住民との協働により計画的に事業を進めるものとし、復興調査や復興計画の策定について、事前に各方面からの研究を行うとともに、復旧・復興の推進のために国や県の協力を求めるものとする。

第2 災害復旧計画・復興計画の作成【防災危機管理課・企画政策課・各課】

市は、所管する公共施設についての災害応急対策を講じた後に被害の程度を十分調査・検討し、災害復旧計画・復興計画を速やかに作成するものとする。

この際、災害復旧計画作成の担当は防災危機管理課とし、災害復興計画作成担当は企画政策課とする。

災害復旧計画・復興計画の基本方針は、以下のとおりとする。

1 災害の再発防止

災害復旧計画・復興計画の策定に当たっては、被災原因、被災状況等を的確に把握し、災害の再発防止に努めるよう関係機関は十分連絡調整を図り、計画を作成するものとする。

2 災害復旧・復興事業期間の短縮

災害復旧計画・復興計画の策定に当たっては、被災状況を的確に把握し、速やかに効果が上がるよう関係機関は連絡調整を図り、事業期間の短縮を努めるものとする。

修正後

第1 災害復旧・復興の基本方向の決定【防災危機管理課・企画政策課・各課】

地震による災害の発生後、市は復旧・復興についての基本的な方向を早急に決定するとともに、激甚災害の指定を受けた場合には激甚法の規定も踏まえ、適切な復旧計画を立て、また、必要に応じて大規模災害からの復興に関する法律を活用し、国の復興基本方針等に即して復興計画を作成し、実施するものとする。

(略)

【メモ】

記載内容や作成の際配慮する事項についてはここでは記載しない。

趣 旨

水防計画と地域防災計画風水害編の警戒配備を統一して整合性を図る。また水防計画と重複する箇所（p.風-3-5～7,68～75）を削除する。

修正前

修正後

流山市
水防計画
(p.1)

第1節 目的
本計画は、水防法第32条に基づき、流山市における洪水等による水害を警戒、防ぎよし、これによる被害を軽減する目的をもって、本市の各河川等に対して水防上必要な監視、警戒、予防、通信及び連絡、輸送、河川工作物の操作、水防に必要な器具・資材及び設備の整備運用、水防活動並びに水防管理団体間の協力・応援等についての実施大綱を示したものである。
なお、洪水等とは、地震による堤防の漏水、沈下等の場合を含んでいる。

流山市
地域防災計画
(p.風1-5)
防災危機管理課、
河川課

4 流山市水防計画との関係
水防計画は、水防法(昭和24年法律第193号)に基づき、洪水等による水災から市民の生命・身体・財産を守り、被害を軽減することを目的とした計画であり、地域防災計画と重複する部分がある。しかし、地域防災計画が防災に関する総合的な計画であるのに対し、水防計画はその範囲が水害対策に限定された計画であることから、大規模な災害発生の際にはその対策は地域防災計画に統合・包括されるものとなる。

4 流山市水防計画との関係
水防計画は、水防法に基づき、洪水、雨水、出水等による水災から市民の生命・身体・財産を守り、被害を軽減することを目的とした計画であり、地域防災計画と重複する部分がある。しかし、地域防災計画が防災に関する総合的な計画であるのに対し、水防計画はその範囲が水害対策に限定された計画であることから、大規模な災害発生の際にはその対策は地域防災計画に統合・包括されるものとなる。

修正前

修正後

流山市
水防計画
(p.5,6)

第2章 水防組織
第1節 水防本部の設置と配備体制

1 水防本部の設置

次のいずれかに該当する場合であって水防管理者(市長)が水防の警戒体制を図る必要があると認めるとき、流山市水防本部を設置する。

- ア 関係官署から水防に関する予報及び警報が発せられ、被害発生のおそれがあるとき。
イ 集中豪雨等により被害が発生し、又は発生のおそれがあるとき

3 水防本部の解散

市は、次のいずれかに該当する場合、流山市水防本部を解散する。

- ア 指定河川及びその他の河川がはん濫注意水位以下に減水し、危険のおそれが解消したとき。
イ 県水防本部(東葛飾土木事務所)から水防解除指令を受けたとき。
ウ 水防本部が災害対策本部に移行、吸収される場合の解散は、災害対策本部の指示による。

4 災害対策本部との関係

市が災害対策本部を設置し、水防本部が災害対策本部に移行、吸収される場合の基準は次のとおりとする。

- ア 江戸川はん濫危険情報が発表されたとき(避難勧告等の発令を判断)
イ 上記以外の河川に災害が発生した場合又は大規模な災害が発生するおそれがある場合で、市長が必要と認めるとき
なお、上記イのように災害が発生した場合又は大規模な災害が発生するおそれがある場合には災害対策本部を設置するが、そこまで至らない場合で、集中豪雨等による市内中小河川のはん濫や低地での内水はん濫による被害が発生した場合には、水防本部を設置し、対策活動を実施するものである。
水防本部と災害対策本部の組織の対応関係については、後掲の「水防本部組織系統」に示している。

5 水防本部の配備体制

水防本部設置

水防警戒体制

ア 次の警報の1以上が発表され、水防管理者(市長)が必要と認めるとき

(ア) 気象業務法に基づく予報

a. 大雨警報

b. 洪水警報

(イ) 水防法(第10条の2)に基づく予報

a. 江戸川はん濫警戒情報

イ 集中豪雨等により被害が発生し、又は発生のおそれがあるとき。

配備人員

本部員、全班長のほか、各班長が定めた所属職員

各公共施設の管理者

主な水防事務及び水防活動

- ・「水防注意体制」による水防事務及び水防活動を続行する。
- ・市道並びに重要水防区域の巡視を行い、異状の有無を水防本部に報告する。
- ・水門、樋門、樋管等の操作・運転状況を確認する。
- ・被害状況を調査し、水防本部及び県水防本部に報告する。
- ・関係機関と協力して警戒配置につき、被害箇所の水防作業を実施する。
- ・避難勧告等の発令を判断する。発令される場合は誘導を行う。
- ・避難所開設の準備を行う。
- ・水防団は第3次出動体制に移る。

修正前

修正後

流山市
地域防災計画
(p.風3-5
～
3-7)
防災危機管理課、
河川課

3 警戒配備(水防本部の設置)
(1) 警戒配備の基準
ア 警戒配備を実施する基準
流山市域に次の警報の1以上が発表され、市長が必要と認めたとき
(ア) 気象業務法に基づく予報
a. 大雨警報
b. 暴風警報
c. 洪水警報
(イ) 水防法(第10条の2)に基づく予報
a. 江戸川はん濫警戒情報
(ウ) 集中豪雨等により被害が発生し、又は発生のおそれがあるとき
イ 警戒配備を終了する基準
(ア) 災害が現に生じておらず、かつ、生じる恐れがないと認めるとき
(イ) 災害は生じているが、その程度が、平素の態勢をもって対処することが可能であり、これが拡大する恐れは無いと認めるとき
(ウ) その他、必要なしと認めるとき
ウ 警戒配備における配備人員の基準
(ア) 防災危機管理課の全職員
(イ) 水防本部の本部員、全班長のほか、各班長が定めた所属職員(1/4基準)、各公共施設の管理者
(ウ) 災害の発生その他の状況により必要と認める範囲

(2) 警戒配備の決定
ア 河川課長(不在時は河川課長補佐)及び防災危機管理課長(不在時は防災危機管理課課長補佐)は、警戒配備を実施する基準に照らして、警戒配備の必要があると判断した場合は、土木部長、市民生活部長及び副市長の指示を受け、状況により、直接、市長(連絡不能時は副市長、市長及び副市長が共に連絡不能時は土木部長)に、所要の意見を具申するものとする。
イ 市長(連絡不能時は副市長、市長及び副市長が共に連絡不能時は土木部長)は、自らの判断又は上記意見具申を受けて、警戒配備及び水防本部の設置を決定し、河川課長(不在時は河川課長補佐)及び防災危機管理課長(不在時は防災危機管理課課長補佐)に対して所要の指示をする。

(3) 警戒配備の伝達等
ア 防災危機管理課長(不在時は防災危機管理課課長補佐)は、警戒配備の決定及び市長の指示等を、授業時間内は庁内放送及び庁内情報システムにより、授業時間外はメール及び電話により、各部長等に伝達するとともに、千葉県防災危機管理部及び流山市防災会議委員に報告・通報するものとする。
イ 各部長等は、警戒配備の決定及び市長の指示等の伝達を受けた場合は、各課長等に対して、その旨を伝達するとともに、所要の指示をするものとする。
ウ 防災危機管理課長(不在時は防災危機管理課課長補佐)と秘書広報課長(不在時は秘書広報課課長補佐)は相互に協力し、防災行政無線、安心メール、広報車等及び報道機関を通じて、警戒配備の決定及びその他必要な事項を市民に広報するものとする。

(4) 職員の参集
ア 各課長等は、警戒配備決定の伝達を受けた場合は、予め指定した職員を参集させ、所要の指示をするものとする。この際、予め指定した職員が参集出来ない可能性がある場合は、他の職員を参集させるものとする。
イ 予め指定された職員は、報道等によって、警戒配備基準に該当する災害情報を覚知した場合及び課長等から参集を命ぜられた場合は、速やかに参集し、所要の業務(水防本部の事務等については、本章第3節「第3水防活動」を参照。)に従事するものとする。

【メモ】
(1) 警戒配備の基準
・水防計画に記載して、地域防災計画からは削除(または簡単に記載)。
・水防計画に暴風警報が記載されていない。

地域防災計画から水防本部は削除し、水防計画参照とする。移行(切り替え)のタイミングを記述する。

・水防計画に「防災危機管理課の全職員」、「(1/4基準)」が記載されていない。

(2) 警戒配備の決定
水防計画に具体的に記載して、地域防災計画からは削除(または簡単に記載)。

(3) 警戒配備の伝達等
水防計画に具体的に記載して、地域防災計画からは削除(または簡単に記載)。

(4) 職員の参集
3 警戒配備(水防本部の設置)
(1) 警戒配備の基準
ウ 警戒配備における配備人員の基準
に記載してあるので、一つにまとめて水防計画に具体的に記載して、地域防災計画からは削除

修正前

修正後

流山市
地域防災計画
防災危機管理課、
河川課

(5) 情報の収集及び分析
ア 各課長等（不在時は各課長等補佐）は、被災状況等に関する情報を収集し、防災危機管理課に通報するものとする。
イ 防災危機管理課長（不在時は防災危機管理課課長補佐）は、自ら得た情報と各課等から通報のあった情報を一元的に分析し、配備検討会議において報告する。
また、所要の内容を、庁内情報システム、千葉県防災情報システム及びメールを活用して、庁内、千葉県防災危機管理部、**流山市防災会議委員**に報告・通報するとともに、安心メール及び防災行政無線等を活用して市民に周知するものとする。

(6) 対策の実施
各部長等は、市長（連絡不能時は副市長、市長及び副市長共に不在時は土木部長）の命令・指示に基づき、必要な措置をとるものとする。

(7) 警戒配備の終了
警戒配備の終了及びその伝達等は、決定に準じて実施するものとする。

(5) 情報の収集及び分析
（流山市防災会議委員を削除して、水防計画に記載すべき内容。）

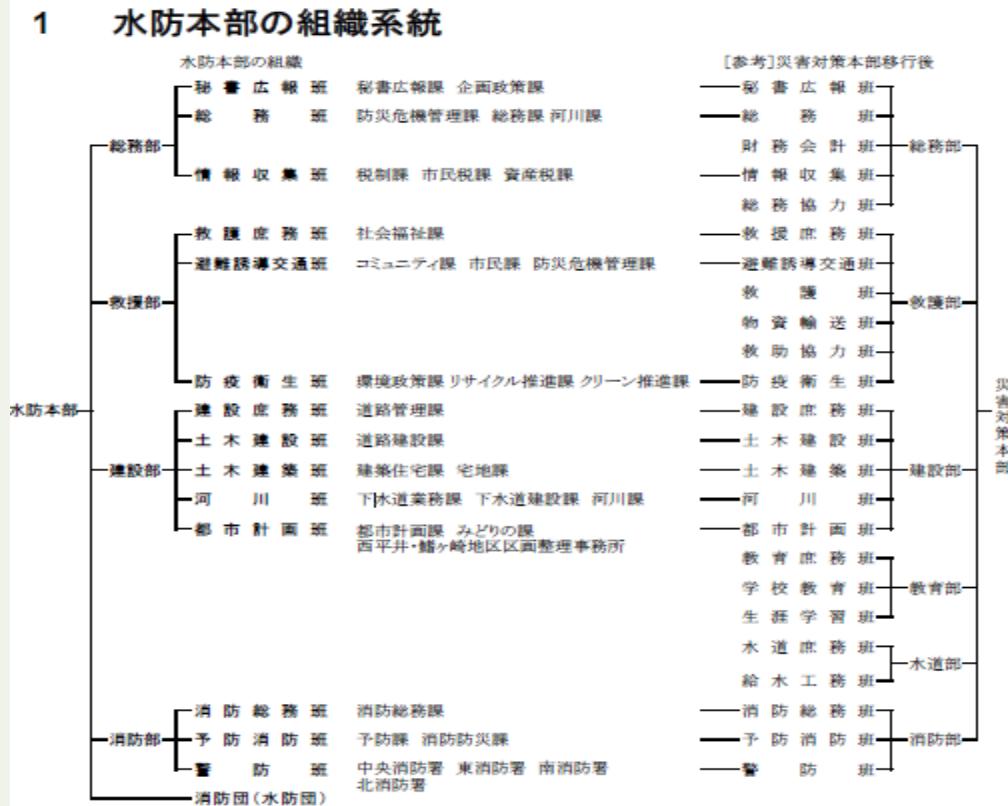
(6) 対策の実施
（削除。当然の内容だから不要）

(7) 警戒配備の終了
（削除。既に記載済み）

修正前

修正後

流山市
水防計画
(p.7)
防災危機管理課、
河川課



【メモ】

- ・災害対策本部移行後は、防災危機管理課、河川課は事務局に移行すること。
- ・避難誘導交通班を避難誘導救援班にする。
- ・土木建設班を道路班にする。
- ・土木建築班を都市計画班にする。
- ・都市計画班を都市整備班にする。
- ・都市計画課は旧都市計画班から新都市計画班に移動する。

流山市
地域防災計画
(p.風3-12)
防災危機管理課
河川課
消防総務課



【メモ】

・消防団が含まれていない。

※災害対策基本法第23条の2の規定により、災害対策本部の構成は市職員、消防吏員を市長が任命するため、消防団、その他の機関はなりえない。

図 3-1-1 市災害対策本部組織図

修正前

修正後

流山市
水防計画
(p.8)

2 水防本部の事務分掌

表 水防本部の編成及び本部の事務分掌

本部設置時の職名	平常時の職名	事務分掌
本部長	市長	水防本部の事務を総括する。
副本部長	副市長	本部長を補佐し、水防事務の円滑な実施を図る。
指揮監	土木部長	本部長、副本部長を補佐し、その命を受けて分掌事務を掌理し、本部員を指揮監督する。
本部員	市民生活部長 総務部長 総合政策部長 財政部長 健康福祉部長 環境部長 都市計画部長 都市整備部長 消防長 消防団長	本部長、副本部長及び指揮監を補佐し、その命を受けて分掌事務を掌理し、班を指揮監督する。

【メモ】

- ・事務分掌に代行を記載する
- ・指揮監が災害対策本部と水防本部とでは異なることの不整合について検討する余地がある。

指揮官はこのままとする。両部長に確認。

流山市
地域防災計画
(p.風3-13)

表 3-1-4 本部室構成

本部	本部長	市長
	副本部長	副市長
	指揮監	市民生活部長
	本部員	教育長
		水道事業管理者
		総合政策部長
		総務部長
		財政部長
		健康福祉部長
		子ども家庭部長
		産業振興部長
		環境部長
		都市計画部長
		都市整備部長
		土木部長
		学校教育部長
		生涯学習部長
		消防長
		その他本部長が必要と認めた者

【メモ】

- ・消防団長が含まれていない
- 修正案については、防災危機管理課と協議してください。

※災害対策基本法第23条の2の規定により、災害対策本部の構成は市職員、消防吏員を市長が任命するため、消防団、その他の機関はなりえない。

防災危機管理課、
河川課
消防総務課

表 3-1-5(1) 市災害対策本部の編成及び各部各班の事務分掌(1/5)

本部設置時の職名	事務分掌
本部長：市長	災害対策本部の事務を総括する。
副本部長：副市長	本部長を補佐する。本部長不在時及び本部長に命ぜられた範囲で、その職務を代行する。
指揮監：市民生活部長（災対本部事務局長と兼務）	本部長、副本部長を補佐し、その命を受けて災害対策本部事務を掌理し、災害対策本部を代表して関係防災機関等と連絡するとともに、本部員を指揮監督する。 本部長及び副本部長が共に不在時に、本部長の職務を代行する。
指揮監補：防災危機管理課長（災害対策本部事務局次長と兼務）	指揮監を補佐する。 指揮監が不在時及び指揮監に命ぜられた範囲で、その職務を代行する。

修正前

修正後

流山市
水防計画
(p.9)

表 水防本部の編成及び各班の事務分掌(1/2)

部	班	事務分掌
【総務部】 ◎市民生活部長 ○総務部長 総合政策部長 財政部長	秘書広報班 ◎秘書広報課長 ○企画政策課長	1 本部長、副本部長及び指揮監の秘書に関する こと。 2 水防情報関係の広報に関する こと。 3 災害時の記録及び撮影に関する こと。 4 報道機関との連絡に関する こと。
	総務班 ◎防災危機管理課長 ○河川課長 総務課長	1 水防本部の設置及び本部室の運 営に関する こと。 2 職員の動員配置及び労務供給に 関する こと。 3 水防対策従事者名簿の作成に 関する こと。 4 水防情報の総括及び報告に 関する こと。 5 警報の伝達に関する こと。 6 避難準備情報に関する こと。 7 関係機関との連絡調整に 関する こと。 8 各部各班との連絡調整に 関する こと。 9 県・市防災行政無線の運用統 制に 関する こと。 10 部の庶務に関する こと。
	情報収集班 ◎税制課長 ○市民税課長 資産税課長	1 水防情報の収集及び伝達に 関する こと。 2 被害の調査及び集計に 関する こと。
【救援部】 ◎健康福祉部長 ○環境部長	救援庶務班 ◎社会福祉課長	1 部内各班との連絡調整に 関する こと。 2 福祉会館等の避難所開設協 力に 関する こと。 3 部の庶務に関する こと。
	避難誘導交通班 ◎コミュニティ課長 ○市民課長 防災危機管理課長	1 避難誘導に関する こと。 2 交通規制に関する こと。 3 交通安全対策に関する こと。 4 交通機関等との連絡調整に 関する こと。
	防疫衛生班 ◎環境政策課長 ○リサイクル推進課長 クリーン推進課長	1 災害時の防疫及び消毒に 関する こと。 2 災害時のし尿及びごみの 処 理に 関する こと。
【建設部】 ◎都市計画部長 ○都市整備部長	建設庶務班 ◎道路管理課長	1 部内各班との連絡調整に 関する こと。 2 災害時の道路管理に 関する こと。 3 障害物の除去に 関する こと。 4 建設資機材の確保に 関する こと。 5 建設団体等との連絡調整に 関する こと。 6 部の庶務に関する こと。
	土木建設班 ◎道路建設課長	1 道路及び橋梁の巡視、応急 修 理及 び復 旧に 関 する こ と。
	土木建築班 ◎建築住宅課長 ○宅地課長	1 被災者の救助に関する こ と。 2 水防通信に関する こ と。 3 被害調査に関する こ と。

【メモ】

1 本部長、副本部長の秘書に関すること

- ・避難誘導交通班を避難誘導救援班にする。
- ・防災危機管理課を除外する。
- ・交通規制、交通安全対策は建設庶務班の業務とする。

交通規制は都市計画班(災对本部の都市整備班)とする(要協議)。

土木建設班の業務全てが災害対策本部とリンクしない。1, 2は該当部署も存在しない。3は情報収集班の内容。

修正前

修正後

流山市
水防計画
(p.9)

表 水防本部の編成及び各班の事務分掌(2/2)

部	班	事務分掌
【建設部】 ◎都市計画部長 ○都市整備部長	河川班 ◎下水道建設課長 ○下水道業務課長	1 水防技術に関する事。 2 河川及び下水道施設の巡視、応急修理及び復旧に関する事。 3 水門の監視及び操作に関する事。 4 樋管等閉鎖による内水のいっ水防止に関する事。 5 千葉県湛水防除事業流山排水機場の操作に関する事。
	都市計画班 ◎都市計画課長 ○西平井・鶴ヶ崎地区 区画整理事務所長 みどりの課長	1 部内他班の協力に関する事。
消防部 ◎消防長	消防総務班 ◎消防総務課長	1 部内各班との連絡調整に関する事。 2 消防に係る関係機関との連絡に関する事。 3 水防資機材の調達に関する事。 4 消防本部及び消防署の所管に属する施設の被害の調査及び報告に関する事。 5 部の庶務に関する事。
	予防消防班 ◎消防防災課長 ○予防課長	1 消防隊の総括運用及び指令に関する事。 2 水防情報の収集及び伝達に関する事。 3 雨量、水位等の観測及び報告に関する事。 4 消防職員及び消防団員の非常参集に関する事。 5 消防通信の統制運用に関する事。 6 消防の相互応援に関する事。
	警防班 ◎中央消防署長 東消防署長 南消防署長 ○北消防署長	1 警戒区域の設定に関する事。 2 河川、堤防等の巡視、警戒、防ぎょに関する事。 3 水防工作に関する事。 4 避難に関する事。 5 現場広報に関する事。
消防団 (水防団) ◎消防団長		1 河川、堤防等の巡視、警戒及び水位の観測に関する事。 2 水防工作に関する事。 3 避難活動に関する事。

【メモ】

都市計画班にまちづくり推進課を追加

修正前

修正後

流山市
地域防災計画
(p.風3-14)

部	班	事務分掌
総務部 総務部長：総務部長 総務部次長： ①総合政策部長 ②財政部長 ③議会事務局長 ④会計管理者	秘書広報班 秘書広報班長： 秘書広報課長 秘書広報班副班長： ①企画政策課長 ②マーケティング課長 ③誘致推進課長 ④行政改革推進課長 ⑤工事検査室長	1 本部長及び副本部長の秘書に関する事。 2 災害視察及び見舞者の接遇に関する事。 3 災害・復旧・復興情報の広報に関する事。 4 災害時の記録及び撮影に関する事。 5 報道機関との連絡に関する事。 6 広聴活動及び各種相談に関する事。 7 外国人への情報提供及び相談に関する事。 8 情報システムの管理に関する事。
	総務班 総務班長：総務課長 総務班副班長： 人材育成課長	1 労務提供に関する事。 2 職員及び来庁者に対する安全確保に関する事。 3 災害対策従事者名簿の作成に関する事。 4 部の庶務に関する事。
	財務会計班 財務会計班長： 財政調整課長 財務会計班副班長： ①財産活用課長 ②会計課長	1 災害時の応急財政措置に関する事。 2 災害関係経費の出納に関する事。 3 義援金品の受領、保管及び礼状に関する事。 4 流山市部設置条例（昭和43年流山市条例第5号。以下「部設置条例」という。）第1条に規定する総合政策部、総務部及び財政部の所管に属する施設の被害の調査及び報告に関する事。 5 公用車の集中管理及び自動車の借上げに関する事。 6 庁舎管理及び庁内施設の保全に関する事。 7 応急措置のための土地収用等に関する事。 8 非常用備品等の購入に関する事。
	情報収集班 情報収集班長：税制課長 情報収集班副班長： ①市民税課長 ②資産税課長	1 災害情報の収集及び伝達に関する事。 2 被害の調査及び集計に関する事。 3 家屋の被害認定調査に関する事。
	総務協力班 総務協力班長： 議会事務局次長	部内他班の協力に関する事。
救援部 救援部長：健康福祉部長 救援次長： ①環境部長 ②産業振興部長 ③子ども家庭部長 ④選挙管理委員会事務局 局長 ⑤監査委員事務局 局長 ⑥農業委員会事務局 局長	救援庶務班 救援庶務班長： 社会福祉課長	1 部内各班との連絡調整に関する事。 2 部設置条例第1条に規定する市民生活部、健康福祉部、子ども家庭部、産業振興部及び環境部の所管に属する施設の被害調査及び報告に関する事。 3 救援物資の受領に関する事。 4 災害救助法（昭和22年法律第118号）に基づく事務処理に関する事。 5 日本赤十字社等との連絡調整に関する事。 6 ボランティア活動の受付支援に関する事。 7 福祉会館の避難所開設協力に関する事。 8 福祉避難所の確保に関する事。 9 福祉関係被害状況の調査・報告に関する事。 10 生活福祉資金の貸付、災害見舞金の支給に関する事。 11 被災地支援に関する事。 12 遠方の被災地からの避難者の支援に関する事。 13 部の庶務に関する事。

【メモ】

修正前

修正後

流山市
地域防災計画
(p.風3-14)

部	班	事務分掌
(救援部つづき)	避難誘導救援班 避難誘導救援班長： コミュニティ課長 避難誘導救援班副班長： ①市民課長 ②高齢者生きがい推進課長 ③介護支援課長 ④障害者支援課長 ⑤子ども家庭課長 ⑥保育課長	1 避難所の開設・運営に関する事。 2 避難所への誘導に関する事。 3 避難所の記録簿及び物品受払簿の作成に関する事。 4 避難所の秩序維持に関する事。 5 市民等の安否確認及び緊急保護に関する事。 6 災害時要援護者に対する巡回相談に関する事。 7 避難所外避難者への支援に関する事。 8 避難者に対する入浴サービスの提供に関する事。 9 帰宅困難者・滞留者対策に関する事。 10 交通機関等との連絡調整に関する事。 11 防犯活動に関する事。
	救護班 救護班長：健康増進課長 救護副班長： 国保年金課長	1 救護所の設置に関する事。 2 被災者の医療及び助産に関する事。 3 医療機関との連絡調整に関する事。 4 医療品及び衛生機(器)材の調達及び保管に関する事。 5 避難者の身体及び心のケアに関する事。 6 衛生関係被害状況の調査及び報告に関する事。 7 感染症予防対策に関する事。
	物資輸送班 物資輸送班長：商工課長 物資輸送班副班長： ①農政課長 ②農業委員会事務局次長	1 生活必需品の調達、支給及び配送に関する事。 2 主要食糧の確保、支給及び配送に関する事。 3 商工業関係被害の調査及び報告に関する事。 4 農業関係被害の調査及び報告に関する事。 5 商工会議所等関係団体との連絡調整に関する事。 6 被災中小企業者に対する金融措置に関する事。 7 農業関係者への資金融資等に関する事。
	防疫衛生班 防疫衛生班長： 環境政策課長 防疫衛生班副班長： ①リサイクル推進課長 ②クリーン推進課長	1 災害時の防疫及び消毒に関する事。 2 災害時のし尿及びごみの処理に関する事。 3 仮設トイレの確保及び設置に関する事。 4 遺体の捜索、一時保存、安置、処理及び埋葬に関する事。 5 動物の死体の処理に関する事。 6 ペット対策に関する事。 7 被災地における環境保全及び公害発生の防止に関する事。 8 災害廃棄物の保管及び処理に関する事。 9 放射能対策に関する事。
	救援協力班 救援協力班長： 選挙管理委員会事務局次長 救援協力班副班長： 監査委員事務局次長	部内他班の協力に関する事。

【メモ】

修正前

修正後

流山市
地域防災計画
(p.風3-14)

河川課

部	班	事務分掌	
建設部 建設部長：土木部長 建設部次長： ①都市計画部長 ②都市整備部長	建設庶務班 建設庶務班長： 道路管理課長	1 部内各班との連絡調整に関する事。 2 災害時の道路管理に関する事。 3 崖崩れ対策に関する事。 4 部設置条例第1条に規定する都市計画部、都市整備部及び土木部の所管に属する施設の被害の調査及び報告に関する事。 5 障害物の除去に関する事。 6 建設資機材の確保に関する事。 7 建設団体等との連絡調整に関する事。 8 交通規制に関する事。 9 交通安全対策に関する事。 10 部の庶務に関する事。	
	道路班 道路班長：道路建設課長	1 道路及び橋梁の応急修理及び復旧に関する事。	
	河川班 河川班長：下水道建設課長 河川班副班長： ①下水道業務課長 ②河川課長（兼務）	1 河川及び下水道施設の応急修理及び復旧に関する事。 2 水防活動に関する事。 3 千葉県洪水防除事業流山排水機場の保安に関する事。	
	都市計画班 都市計画班長： 都市計画課長 都市計画班副班長： ①建築住宅課長 ②宅地課長	1 応急仮設住宅の確保等に関する事。 2 市営住宅の応急修理及び復旧に関する事。 3 被災建築物の応急危険度判定に関する事。 4 被災宅地危険度判定に関する事。 5 市営住宅や民間住宅等の空き家情報の提供に関する事。 6 住宅の応急措置や応急復旧の相談、指導に関する事。	
教育部 教育部長：学校教育部長 教育部次長： 生涯学習部長	都市整備班 都市整備班長： まちづくり推進課長 都市整備班副班長： ①西平井・綾ヶ崎地区区 画整理事務所長 ②みどりの課長	1 公園施設等の復旧に関する事。 2 雑物の除去に関する事。 3 部内他班の協力に関する事。	
	教育部 教育部長：学校教育部長 教育部次長： 生涯学習部長	教育庶務班 教育庶務班長： 教育総務課長	1 部内各班との連絡調整に関する事。 2 流山市教育委員会の所管に属する施設の被害の調査及び報告に関する事。 3 小・中学校その他の教育施設の応急修理に関する事。 4 部の庶務に関する事。
	学校教育班 学校教育班長： 学校教育課長 学校教育班長： 指導課長	1 教職員が行う園児、児童及び生徒の避難誘導及び保護指導の助成に関する事。 2 災害時の応急教育に関する事。 3 園児、児童及び生徒の心のケアに関する事。 4 学用品等の調達及び支給に関する事。 5 教育関係機関等との連絡調整に関する事。 6 炊き出しの協力に関する事。 7 避難誘導支援班との連絡調整に関する事。	
	生涯学習班 生涯学習班長： 生涯学習課長 生涯学習班副班長： ①公民館長 ②図書・博物館長	1 社会教育施設の応急修理に関する事。 2 教育施設に係る避難所開設協力に関する事。 3 文化財の保護及び復旧に関する事。 4 教育関係機関等との連絡調整に関する事。 5 炊き出しの協力に関する事。 6 避難誘導支援班との連絡調整に関する事。	

【メモ】

- 河川班に追加
 ・水防技術に関する事
 ・水門の監視及び操作に関する事
 ・樋管等閉鎖による内水のいっ水防止に関する事

修正前

修正後

流山市
地域防災計画
(p.風3-14)

消防総務課、消
防防災課、予防
課
河川課

部	班	事務分掌
水道部 水道部長：水道局長	水道庶務班 水道庶務班長： (水) 経営業務課長	1 給水工務班との連絡調整に関する事。 2 水道用資機材の調達及び管理に関する事。 3 流山市水道事業の設置等に関する条例(昭和43年流山市条例第19号)第3条に規定する水道局の所管に属する施設(以下「水道施設」という。)の被害調査の集計及び報告に関する事。 4 水道関係機関との連絡調整に関する事。 5 部の庶務に関する事。
	給水工務班 給水工務班長： (水) 工務課長	1 水道施設の応急工事に関する事。 2 水道施設の被害調査に関する事。 3 飲料水の確保及び給水に関する事。
消防部 消防部長：消防長	消防総務班 消防総務班長： 消防総務課長	1 部内各班との連絡調整に関する事。 2 消防に係る関係機関との連絡に関する事。 3 消防資機材の調達に関する事。 4 消防本部及び消防署の所管に属する施設の被害の調査及び報告に関する事。 5 部の庶務に関する事。
	予防消防班 予防消防班長： 消防防災課長 予防消防班副班長： 予防課長	1 消防隊の総括運用及び指令に関する事。 2 消防災害の情報の収集及び伝達に関する事。 3 消防職員及び消防団員の非常参集に関する事。 4 消防通信の統制運用に関する事。 5 消防に係る災害の調査及び集計に関する事。 6 危険物施設及び防火対象物の災害防止に関する事。 7 消防の相互応援に関する事。 8 予防広報に関する事。
	警防班 警防班長：中央消防署長 警防班副班長： ①北消防署長 ②東消防署長 ③南消防署長	1 消防警戒区域の設定に関する事。 2 消防災害の防衛活動に関する事。 3 避難に関する事。 4 現場広報に関する事。

【メモ】

消防総務班

3 水防資機材or消防資機材に統一 ← 備蓄資機材で統一

予防消防班

2 消防災害or水防災害に統一 ← 災害で統一

「雨量、水位等の観測及び報告に関する事」が記載されていない



「雨量の観測及び報告に関する事」を追加

「消防通信の統制運用に関する事」が記載されていない



追加

警防班

「河川、堤防等の巡視、警戒及び水位の観測に関する事」が記載されていない

「水防工作に関する事」が記載されていない



「河川、堤防等の巡視及び警戒に関する事」と「水防工作に関する事」を追加

消防団が記載されていない



消防団を追加してください。

修正前

修正後

流山市
水防計画
(p.12)

2 通信・連絡
水防管理者、水防団長又は消防長は、水防上緊急を要する通信を行う場合、次に挙げる通信施設を使用することができる。(法第27条第2項)
水防関係機関の連絡先は資料編に示す。

ア 通信設備
(ア) 一般加入電話施設
(イ) 防災行政無線施設
(ウ) 安心メール
(エ) 県防災行政無線・県防災情報システム
(オ) 衛星電話・専用携帯電話

イ 代替通信機能
(ア) 一般加入電話における災害時優先電話
(イ) 東日本電信電話(株)(NTT東日本)の非常・緊急通話
(ウ) 非常無線通信
(エ) 他機関の通信設備
(オ) 放送機能
(カ) 使送による通信連絡

【メモ】

(オ)はないのでは。[無し](#)

流山市
地域防災計画
(p.風3-37)

2 災害情報の収集・伝達に使用する通信施設
市は、災害発生後における迅速な応急対策を実施するため、災害の状況、被害の状況を的確に把握するための多様な通信手段を確保するものとする。

(1) 通信設備の運用
ア 市防災行政無線
イ 安心メール
ウ 県防災行政無線・県防災情報システム

【メモ】

一般加入電話が記載されていない。

9 流山市備蓄計画の位置づけ（1）（○）

趣 旨

平成26年3月に策定した流山市備蓄計画を地域防災計画に位置付け、また重複する内容は備蓄計画に委ね、防災計画からは削除する。

修 正 前

流山市
地域防災計画
(地2-62)

第2 防災用備蓄の推進

【防災危機管理課・商工課・農政課・健康増進課・社会福祉課・消防署水道局工務課・県水道局・日本赤十字社】

市は、大規模な地震が発生した場合の被害を想定し、必要となる、飲料水、食糧、生活必需品等の物資について、多様なニーズを満たすことが出来るよう、適切な備蓄及び調達・輸送体制を整備する。

また、備蓄を行うに当たって、大規模な地震が発生した場合には、物資の調達や輸送が平時のように実施できないという認識に立って、地震被害想定結果に基づき初期の対応に十分な量を備蓄するほか、備蓄物資の性格に応じ、集中備蓄又は避難場所の位置及び想定避難人数等を勘案した分散備蓄に配慮する。

さらに、千葉県防災情報システムの中の「物資管理情報システム」により、市、県、防災関係機関間において備蓄情報の共有化を図るものとする。

1 飲料水の確保

住民の生活維持に必要な不可欠な飲料水については、次の対策を推進する。

(1) 供給目標

市は、災害により飲料水を得られない者に対し、1日1人当たり3リットルの飲料水の供給を最小限度として行う。また、市における備蓄、災害時に流通在庫の活用、他市町村の協力、自助による備蓄等により、災害の経過に対応できる供給体制の整備に努める。

(2) 飲料水の確保

ア 給水拠点の整備

災害時には、停電等による水道機能の一時停止も懸念されることから、浄水場の配水池を有効活用して必要な飲料水の確保に努める。

表2-4-4 浄水場一覧表 平成24年4月現在
(略)

イ 拠点給水所の整備

学校や福祉施設等の避難所を拠点給水所とし、応急給水を行う。

ウ 災害用井戸

避難場所及び避難所となる学校施設等に、災害用井戸を順次整備する。

また、地域住民に対し、災害時に生活用水として使用することを目的に、井戸の登録を募集する。

なお、現在、27件の登録がある。

今後、飲料水として利用可能な井戸については、飲料水として提供するとともに、動力ポンプ等の設置によって、給水能力の増強を図る。

表2-4-5 災害用井戸の設置状況 平成24年4月現在
(略)

修 正 後

第2 防災用備蓄の推進

【防災危機管理課・商工課・農政課・健康増進課・社会福祉課・消防署水道局工務課・県水道局・日本赤十字社】

備蓄の基本的な考え方については、流山市備蓄計画で定めており、その概要は次のとおりである。

- ・ 公的備蓄の対象者、備蓄品目の選び方、目標数、平成31年度までの整備目標の明示
- ・ 市民・自主防災組織・事業所等による備蓄の推進
- ・ 企業、自治体等との協定による物資の調達及び流通備蓄の活用
- ・ 分散備蓄による平成31年度までの防災備蓄倉庫の整備計画
《資料44～48・60・72、105、106》

帰宅困難者への飲料水と食糧の備蓄は、備蓄目標を達成した後、検討する。

さらに、千葉県防災情報システムの中の「物資管理情報システム」により、市、県、防災関係機関間において備蓄情報の共有化を図るものとする。

この他に、次のようなものの活用及び検討をする。

1 飲料水の確保

(削除。備蓄計画に記載)

(1) 給水拠点の整備

備蓄計画でも触れているが、災害時には、停電等による水道機能の一時停止も懸念されることから、浄水場の配水池を有効活用する。《資料103》

(削除。資料103に記載)

(2) 拠点給水所の整備

学校や福祉施設等の避難所を拠点給水所とし、応急給水を行う。

(3) 災害用井戸

大規模な指定避難所となる小中学校、公民館等に、災害用井戸を整備し生活用水として活用する。

また、地域住民に対し、災害時に生活用水として使用することを目的に、井戸の登録を募集する。《資料104》

(削除。件数は不要。動力ポンプは事業が中断した。)

(削除。資料104に記載)

9 流山市備蓄計画の位置づけ（2）（〇）

修正前

修正後

流山市
地域防災計画
(p.2-65)

(3) 応急給水資機材の備蓄並びに調達体制の整備
市は、地震等により水道施設が損壊し、供給が不能となった場合、速やかに応急給水活動が行えるよう、次の応急給水資機材の備蓄・更新並びに調達体制の整備を行い、給水用資機材及び給水車等の保有状況及び給水能力を常に把握しておく。

- ア 給水タンク車
- イ 連続自動飲料水袋詰機
- ウ 給水タンク
- エ ポリタンク
- オ ポリ袋

2 食糧・生活必需品の確保

食糧及び生活必需品については、備蓄及び供給体制の整備に努める。

(1) 備蓄・調達計画の推進

食糧及び生活必需品については、次の事項を重視し、備蓄・調達計画を作成し、その推進を図り、備蓄・調達目標の達成に努める。

ア 効率的かつ適切な備蓄・調達

市は、被災時に必要となる食糧(ペットボトル水を含む)、生活必需品、燃料等の内容、数量を把握して、現物備蓄、流通備蓄、他市町村との協力、自助による備蓄を組み合わせた効率的かつ適切な備蓄・調達を行う。

イ 現物備蓄の推進

備蓄・調達計画に基づき、現物備蓄が必要とされるアルファ米、クラッカー、毛布、ライト、簡易トイレ等の備蓄については順次備蓄を実施するとともに、品質管理、補充体制を考慮し、避難場所に優先的に備蓄倉庫を整備する。

ウ 災害時要援護者や女性への配慮

食糧・生活必需品の備蓄に際して、災害時要援護者や女性に配慮するとともに、季節性にも配慮した品目を整備する。

表2-4-6 災害時要援護者や女性に配慮した品目

災害時要援護者

小児用オムツ、大人用オムツ、粉ミルク、哺乳瓶、離乳食、おかゆ、アレルギー除去食、車椅子用トイレ、段ボールベッド等

女性

授乳室用間仕切り、更衣用テント、生理用品、化粧品(化粧水、クレンジング等)等

エ プライバシーへの配慮

プライバシーに配慮するため、間仕切り等の品目を整備する。

《資料106》

表2-4-7 防災倉庫設置状況

(略)

ウ 流通備蓄体制の整備

流通業者や卸売業者等からの物資調達については、在庫等の活用が可能であり、また、物資の性格上流通備蓄が望ましい物資等については、業者との協定を締結する等、その調達体制の充実に努める。

エ 応援協力体制の整備

市は、他市町村や民間業者等との間に、救援物資の調達や物資輸送についての協力体制を整備する。

《資料44～48・60・72》

(4) 応急給水資機材の備蓄並びに調達体制の整備
(略)

2 食糧・生活必需品・資機材の確保

備蓄計画において、発災後3日間に必要な品目を定めているが、その他様々なニーズが考えられるが、これらは外部から調達するものとする。

(要配慮者や女性に配慮した品目である、段ボールベッド、間仕切り、更衣用テント、化粧品については、p3-90避難所における生活環境の保持で記載する。)

(削除。資料105に記載)

(削除。備蓄計画に記載)

9 流山市備蓄計画の位置づけ（3）（○）

修正前

修正後

流山市
地域防災計画
(p.2-65)

(2) 物資の受入れ
市は、調達した食糧・生活必需品を一時的に集積する災害時物資集積場所(ターミナル)をあらかじめ定めておく。
ただし、住民への速やかな支給が必要とされる物資については、直接避難場所で受入れることができるものとする。
さらに、災害時における物資の支給・受入れ体制を明確にし、住民、市職員及びボランティア等が協力して作業を行えるようにしておく。

3 住民等への備蓄の啓発
市は、公共備蓄の物資が被災者に迅速に供給できない場合を想定し、各家庭で3日分の水や食糧、携帯トイレ、トイレトーパー等の備蓄、非常持出品(救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等)を準備するほか、各職場においても備蓄の充実に努めるよう防災関連行事やパンフレット、広報誌等により備蓄の啓発を行うものとする。

4 防災用資機材等の備蓄
災害時における救出・救助活動等の迅速かつ適切な活動を確保するため、必要な資機材について備蓄を図る。

3 物資の受入れ
(略)

(削除。備蓄計画に記載)

(削除。備蓄計画で資機材の品目を定め、救助資機材は整備しないこととした。)